

第3章 事業実施区域及びその周囲の概況

本章において地域特性の把握を行った地域は、事業実施区域の位置する京都市伏見区、宇治市、城陽市及び井手町（以下、「事業実施区域の位置する区市町」という。）とする。

3.1. 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

事業実施区域の位置する京都府南部の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属している。

事業実施区域の最寄りの気象官署は京都地方気象台であり、図 3.1-1 に示すとおり事業実施区域の北に位置している。京都地方気象台での過去 10 年（平成 16 年～平成 25 年）の年毎の気温、降水量等及び平成 25 年の月別気温、降水量等は、表 3.1-1 に示すとおりである。これによると、過去 10 年の平均気温は 16.1℃、平均年降水量は、1,501.4mm、平均風速は 1.9m/s であった。また、平成 25 年では、平均気温は 8 月が最も高く 29.2℃、月間降水量は 9 月が最も多く 358.0mm、平均風速は 4 月、5 月が強く 2.4m/s であった。

< 京都地方気象台の観測状況 >

住 所：京都市中京区西ノ京笠殿町

経緯度：北緯 35°0.08'、東経 135°43.9'（風のみ東経 135°44.1'）

標 高：40.8m（風のみ 36m）

表 3.1-1 京都地方気象台における主要気象要素の観測結果

年次	気温(℃)			降水量(mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	平均	最高	最低	総量		
平成 16 年	16.8	37.7	-3.4	1,652.5	1.8	北
平成 17 年	15.9	36.9	-3.7	954.5	1.8	北
平成 18 年	15.9	38.0	-3.0	1,582.5	1.7	北
平成 19 年	16.3	38.6	-2.4	1,212.5	1.7	北
平成 20 年	16.0	37.7	-2.2	1,430.5	1.9	北北東
平成 21 年	16.1	36.5	-1.9	1,457.5	2.1	北東
平成 22 年	16.4	38.1	-2.5	2,061.0	2.1	北北東
平成 23 年	16.0	36.9	-3.9	1,650.5	2.1	北北東
平成 24 年	15.8	37.5	-3.5	1,562.0	2.1	北東
平成 25 年	16.2	39.0	-2.3	1,450.5	2.1	北東
平成 25 年 1 月	3.9	12.0	-2.3	41.0	2.0	西北西
2 月	4.5	19.7	-2.3	96.0	2.0	北西
3 月	9.7	23.4	-1.3	65.5	2.2	北北西
4 月	13.4	27.2	3.0	109.5	2.4	北東
5 月	19.2	32.5	5.6	38.0	2.4	北東
6 月	24.1	35.9	15.8	173.5	2.3	東北東
7 月	28.0	36.9	20.1	140.0	2.1	南西
8 月	29.2	39.0	20.8	102.0	2.0	北北東
9 月	24.3	35.1	14.8	358.0	2.1	北東
10 月	20.0	31.5	9.7	217.5	2.1	東北東
11 月	11.5	22.1	1.6	50.0	1.7	西北西
12 月	6.3	15.6	-1.6	59.5	1.8	西
10 年間平均	16.1	37.7	-2.9	1,501.4	1.9	

資料：気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)

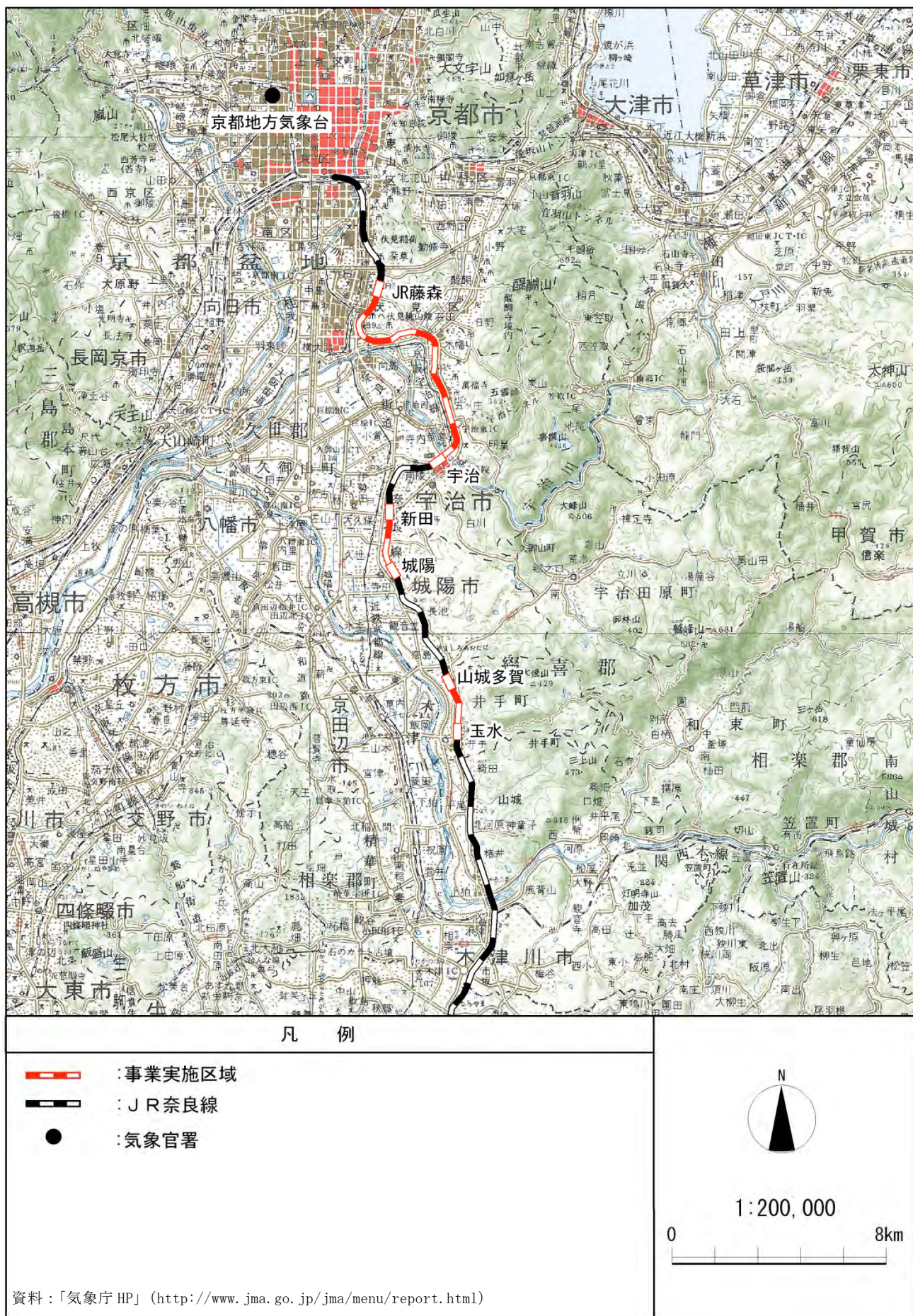


図 3.1-1 気象官署の位置

(2) 大気質

平成 25 年度末現在、京都府内で大気測定を実施している測定局は、一般環境大気測定局（一般局）が 26 局、自動車排出ガス測定局（自排局）が 6 局あり、そのうち、事業実施区域及びその周囲には一般環境大気測定局が 4 局存在する。これらの測定局の測定項目と環境基準達成状況を表 3.1-2 に、測定局の位置を図 3.1-2 に示す。なお、事業実施区域及びその周囲に自動車排出ガス局として国道 24 号局があったが、平成 25 年度で廃止しているため、参考として国道 24 号局での直近の平成 24 年度の測定データを示す。また、非メタン炭化水素の平成 25 年度の測定データ結果がないため、直近の平成 24 年度のデータを示す。

表 3.1-2 一般環境大気測定局の測定項目と環境基準達成状況（平成 25 年度）

局区分	局 名	設置場所		測定項目									
				二酸化硫黄		二酸化窒素	物質 浮遊粒子状		光化学オキシダント	一酸化炭素	※非メタン炭化水素	物質 微小粒子状 (PM _{2.5})	
				長期	短期		長期	短期				長期	短期
一般局	伏見	京都市伏見区東組町	伏見区役所	○	○	○	-	-	×	-	-	-	-
	醍醐	京都市伏見区醍醐鍵尾町	池田小学校	-	-	○	○	○	×	-	×	×	×
	宇治	宇治市宇治若森	山城北保健所	-	-	○	○	○	×	-	-	○	×
	城陽	城陽市寺田宮ノ平	城陽高等学校	-	-	○	○	○	×	-	-	○	×
自排局	国道 24 号※	宇治市伊勢田町西遊田	南部総合地方卸売市場	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-

注1) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目、-は測定を実施していない項目。

大気汚染に係る環境基準は以下に示すとおりである。

※：国道24号局及び非メタン炭化水素測定結果は、「京都府環境白書(平成25年度版)」(京都府)に基づく平成24年度の測定結果である。

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質 (PM _{2.5})
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ であること。

注2) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については長期的評価及び短期的評価、微小粒子状物質(PM_{2.5})については、長期基準及び短期基準を示す。

長期的評価(長期)：1年間にわたる測定結果を評価するもので、年間1日平均値のうち高い方から2%の範囲を除外して評価する(ただし、1日平均値が2日連続して環境基準を超えない場合に限る。)

短期的評価(短期)：1日又は1時間の測定結果を評価するもので、測定を行った日についての1時間値の1日平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価する。

長期基準(長期)：測定結果の1年平均値。

短期基準(短期)：年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの。

光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯(6時から20時)の1時間値が環境基準を達成していない局を×で示す。

注3) 非メタン炭化水素には、環境基準は設定されていないが、大気汚染に係る指針(光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針)が設定されている。

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

資料：「大気汚染の状況(平成25年度)」(京都府環境管理課ホームページ)
「京都府環境白書(平成25年度版)」(京都府)

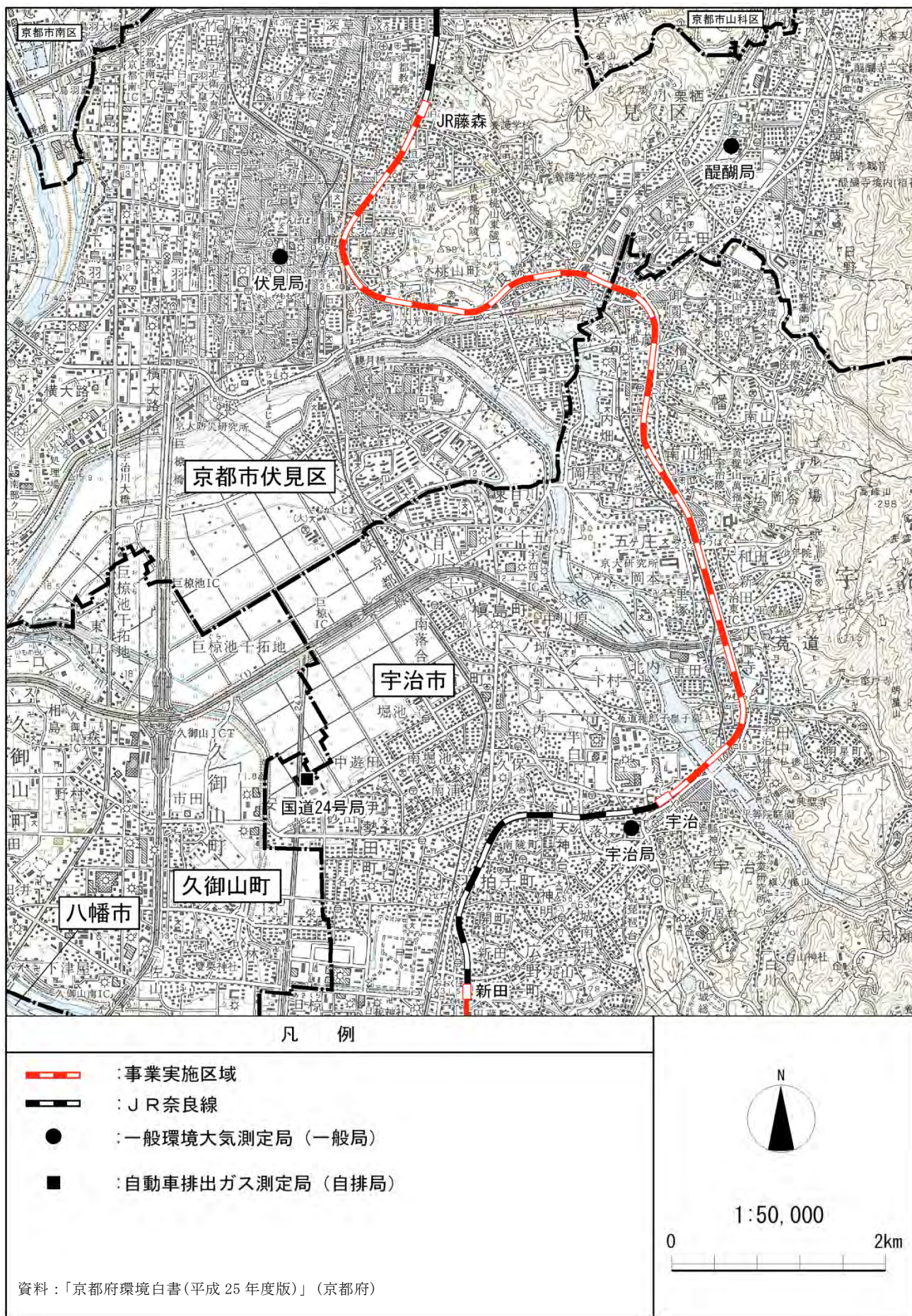


図 3.1-2(1) 大気汚染常時監視測定局位置

①二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄については、表 3.1-2 で示したとおり、測定結果のある伏見局で長期的評価（1 時間値の 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下）及び短期的評価（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下）を達成している。平成 25 年度の測定結果は表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-3 二酸化硫黄測定結果（平成 25 年度）

測定局名		年平均値 (ppm)	1 時間値 の最高 値 (ppm)	1 時間値が 0.10ppm を 超えた時間 数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を 超えた日数 (日)	日平均 値の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた 日が 2 日以上連続 したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期 的評価による日 平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)
一般局	伏見	0.005	0.017	0	0	0.008	○	0

資料：「大気汚染の状況(平成 25 年度)」(京都府環境管理課ホームページ)

②二酸化窒素(NO₂)

二酸化窒素については、表 3.1-2 で示したとおり、全局で環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）を達成している。平成 25 年度の測定結果は表 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-4 二酸化窒素測定結果（平成 25 年度）

測定局名		年平均値 (ppm)	1 時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	98% 値評価による日平均値 が 0.06ppm を超えた日数 (日)
一般局	伏見	0.016	0.063	0.037	0
	醍醐	0.015	0.057	0.032	0
	宇治	0.011	0.057	0.026	0
	城陽	0.010	0.049	0.024	0
自排局	国道 24 号※	0.022	0.079	0.039	0

注) 年間 98% 値とは、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき低い方（最低値）から数えて 98% 目に該当する日平均値。

※国道 24 号局の測定結果は、「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府) に基づく平成 24 年度の測定結果である。

資料：「大気汚染の状況(平成 25 年度)」(京都府環境管理課ホームページ)

「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

③浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質については、表 3.1-2 で示したとおり、全局で長期的評価（1 時間値の 1 日平均値の年間 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下）を達成している。また、短期的評価（1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下、かつ、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下）も全局で達成している。平成 25 年度の測定結果は表 3.1-5 に示すとおりである。

表 3.1-5 浮遊粒子状物質測定結果（平成 25 年度）

測定局名		年平均値 (mg/m ³)	1 時間値 の 最高値 (mg/m ³)	1 時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間 数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準の長期的 評価による日平均 値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数 (日)
一般局	醍醐	0.017	0.110	0	0	0.051	0
	宇治	0.018	0.103	0	0	0.052	0
	城陽	0.023	0.121	0	0	0.060	0
自排局	国道 24 号※	0.022	0.083	0	0	0.051	0

※国道24号局の測定結果は、「京都府環境白書(平成25年度版)」(京都府)に基づく平成24年度の測定結果である。

資料：「大気汚染の状況(平成 25 年度)」(京都府環境管理課ホームページ)

「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

④光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントについては、表 3.1-2 で示したとおり、全局で環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下）を達成していない。「大気汚染防止法」に基づき緊急時の措置（光化学オキシダント注意報）を発令する基準である 1 時間値 0.12ppm 以上となった日が全局ともある。平成 25 年度の測定結果は表 3.1-6 に示すとおりである。

表 3.1-6 光化学オキシダント測定結果（平成 25 年度）

測定局名		昼間の 1 時間 値の年平均 値 (ppm)	昼間の 1 時間 値の最高値 (ppm)	環境基準の評価による昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時 間数及び日数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上 の時間数及び日数	
				(時間)	(日)	(時間)	(日)
一般局	伏見	0.033	0.135	425	90	2	1
	醍醐	0.033	0.130	485	97	2	2
	宇治	0.035	0.129	584	107	5	4
	城陽	0.035	0.137	596	108	11	5

資料：「大気汚染の状況(平成 25 年度)」(京都府環境管理課ホームページ)

⑤一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素については、表 3.1-2 で示したとおり、事業実施区域及びその周囲では測定は実施されていない。

⑥非メタン炭化水素（NMHC）

非メタン炭化水素については、表 3.1-2 で示したとおり、醍醐局で光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針（6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲）を達成していない。平成 24 年度の測定結果は表 3.1-7 に示すとおりである。

表 3.1-7 非メタン炭化水素測定結果（平成 24 年度）

測定局名		年平均値 (ppmC)	6～9 時における年平均値 (ppmC)	6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数 (日)	6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)
一般局	醍醐	0.14	0.17	110	26

※非メタン炭化水素の測定結果は、「京都府環境白書(平成25年度版)」(京都府)に基づく平成24年度の測定結果である。
資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

⑦微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質(PM2.5)については、表 3.1-2 で示したとおり、醍醐局は、長期基準（1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成していない。また、全局とも短期基準（1 日平均値の年間 98%値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成していない。平成 25 年度の測定結果は表 3.1-8 に示すとおりである。

表 3.1-8 微小粒子状物質(PM2.5)測定結果（平成 25 年度）

測定局名		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	長期基準	日平均値の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	短期基準
一般局	醍醐	15.4	×	40.5	×
	宇治	14.0	○	36.8	×
	城陽	14.6	○	35.8	×

資料：「大気汚染の状況(平成 25 年度)」(京都府環境管理課ホームページ)

⑧有害大気汚染物質

京都府内では、「大気汚染防止法」に基づき、有害大気汚染物質のモニタリング調査が実施されており、平成 25 年度は一般環境について 2 地点、固定発生源周辺について 1 地点、道路沿道について 4 地点の測定地点がある。事業実施区域及びその周囲には、平成 25 年度は測定地点がないが、直近のデータで平成 24 年度の道路沿道の測定地点、国道 24 号があった。

平成 24 年度の測定結果は表 3.1-9 に示すとおりであり、これらのうち、環境基準の定められているベンゼンは、環境基準（1 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を達成している。なお、その他の環境基準の定められている有害大気汚染物質（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、事業実施区域及びその周囲では測定は実施されていない。

表 3.1-9 有害大気汚染物質測定結果（平成 24 年度）

測定場所		物質名	単位	最小値	最大値	平均値
沿道	国道 24 号	ベンゼン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.36	3.2	1.2
		アセトアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.48	3.2	1.7
		1,3-ブタジエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.053	0.26	0.14
		ホルムアルデヒド	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.98	4.0	2.4
		トルエン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.2	28	9.4
		ベンゾ[a]ピレン	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.000022	0.00023	0.00011

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

⑨ダイオキシン類

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。平成 25 年度における測定結果は表 3.1-10 に示すとおりであり、全地点とも環境基準（1 年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下）を達成している。

表 3.1-10 ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）

地点名	所在地	大気濃度 ($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)		
		年平均値	範囲	環境基準 (年平均値)
池田小学校	京都市伏見区	0.014	0.0070～0.021	0.6
伏見区役所	京都市伏見区	0.020	0.0074～0.035	
宇治測定局	宇治市	0.016	0.0088～0.021	

資料：「ダイオキシン類測定結果(平成 25 年度)」(京都府)

⑩大気汚染に係る苦情の状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の大気汚染に係る苦情の件数は表 3.1-11 に示すとおりである。

表 3.1-11 大気汚染に係る苦情の件数（平成 24 年度）

種類 \ 市町	京都市	宇治市	城陽市	井手町
大気汚染	121	4	12	0

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

(3) 騒音

①一般環境騒音の状況

事業実施区域の位置する区市町では、宇治市及び城陽市において一般環境騒音に係る調査が実施されている。事業実施区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-12 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

また、「環境レポート(平成 25 年度版)」(京都市)によると、一般騒音に係る市保全基準^{注)}達成率は 76.9%となっている(注:京都市環境保全基準は環境基準と同じ)。なお、京都市では一般環境騒音を測定しているが個別データの公表は行っていない。また、井手町では、一般環境騒音の測定を行っていない。

表 3.1-12 一般環境騒音測定結果（平成 24 年度）

市町	No.	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル (L_{Aeq})			
					昼間		夜間	
					測定値 (dB)	対環境 基準値	測定値 (dB)	対環境 基準値
宇治市	環 1	御蔵山集会所	第一種低住専	A	48	○	39	○
	環 2	木幡地域福祉センター	第一種住居	B	50	○	45	○
	環 3	木幡熊小路集会所	準工業	C	44	○	39	○
	環 4	大和田集会所	近隣商業	C	46	○	37	○
	環 5	羽戸山集会所	第一種低住専	A	50	○	41	○
	環 6	源氏物語ミュージアム	第一種住居	B	48	○	42	○
	環 7	妙楽集会所	近隣商業	C	43	○	37	○
	環 8	新半白集会所	第一種住居	B	43	○	37	○
	環 9	西小倉コミュニティセンター		B	43	○	37	○
	環 10	伊勢田北集会所		B	43	○	41	○
	環 11	琵琶台集会所	第一種低住専	A	50	○	38	○
	環 12	安田町集会所	準工業	C	49	○	47	○
城陽市	環 13	平川大將軍 14-5	第一種低住専	A	51	○	42	○
	環 14	久世上大谷 18		A	46	○	36	○
	環 15	久世北垣内 47-5	第一種住居	B	43	○	38	○
	環 16	寺田深谷 64-263	第一種低住専	A	44	○	36	○
	環 17	寺田西ノ口 93-8		A	45	○	37	○
	環 18	寺田深谷 7		A	46	○	39	○
	環 19	寺田今堀 155-22		A	44	○	35	○
	環 20	寺田庭井 92-3	第一種住居	B	42	○	37	○
	環 21	寺田市ノ久保 2-395	第一種低住専	A	42	○	37	○
	環 22	寺田宮ノ平 17-22		A	44	○	35	○
	環 23	富野西垣内 33	第一種住居	B	43	○	35	○
	環 24	富野北垣内 1-136	第一種低住専	A	49	○	39	○
	環 25	奈島久保野 39-1	第一種住居	B	49	○	43	○
	環 26	市辺柿木原 48-31		B	45	○	38	○

注1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外地域）は以下のとおりである。

A地域及びB 地域：昼間55dB以下、夜間45dB以下

C地域：昼間60dB 以下、夜間50dB以下

注2) 地域の類型は以下のとおりである。

A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3) 時間区分は、昼間：6～22時、夜間：22～6時である。

注4) 対環境基準値欄の○は環境基準を達成した値、×は環境基準を達成しなかった値である。

資料：「宇治市の環境(平成25年版)」(宇治市)「城陽市環境報告書(平成25年度版)」(城陽市)

②自動車交通騒音の状況

京都府では、平成 24 年度に主要な道路沿道の騒音測定が実施されている。事業実施区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-13 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-13 自動車交通騒音測定結果（平成 24 年度）

No.	路線名	測定地点	車線数	環境基準 類型	要請 限度 区域	近接 空間 特例	等価騒音レベル (L_{Aeq})					
							昼間			夜間		
							測定値 (dB)	対環境 基準値	対要請 限度値	測定値 (dB)	対環境 基準値	対要請 限度値
道 1	府道京都宇治線	伏見区桃山根来	3	B	b	有	70	○	○	70	×	○
道 2	府道大津宇治線	伏見区醍醐合場町	2	B	b	有	70	○	○	65	○	○
道 3	市道外環状線	伏見区石田大受町	2	B	b	無	72	×	○	72	×	×
道 4	一般国道 24 号	宇治市榎島町千足 80	2	C	c	有	66	○	○	63	○	○
道 5	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	B	b	有	64	○	○	59	○	○
道 6	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内 53-14	4	B	b	有	66	○	○	59	○	○
道 7	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路 19	2	C	c	無	59	○	○	54	○	○
道 8	府道城陽宇治線	宇治市榎島町一ノ坪 8	2	C	c	有	68	○	○	66	×	○
道 9	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻 81	2	C	c	無	66	×	○	62	×	○
道 10	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山 6	2	C	c	有	58	○	○	50	○	○
道 11	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	B	b	有	66	○	○	57	○	○
道 12	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90-1	4	C	c	有	69	○	○	66	×	○
	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90	4	C	c	有	69	○	○	66	×	○
道 13	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻 58	2	B	b	有	65	○	○	59	○	○
道 14	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷 19	2	B	b	有	63	○	○	60	○	○
道 15	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原 1	2	C	c	有	66	○	○	63	○	○
道 16	市道下居大久保線	宇治市広野町小根尾 138	2	A	a	無	65	×	○	57	×	○
道 17	府道八幡城陽線	城陽市平川大將軍 2	2	A	a	有	65	○	○	59	○	○
道 18	府道富野庄八幡線	城陽市富野堀口 2	2	B	b	有	65	○	○	58	○	○
道 19	一般国道 24 号	城陽市富野久保田 1	2	-	-	有	73	×	○	69	×	○
道 20	府道寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸 18	2	B	b	有	64	○	○	58	○	○
道 21	府道上狛城陽線	城陽市観音堂巽畑 17	2	-	-	有	66	○	○	58	○	○
道 22	市道 3001 号線	城陽市富野森山 1	2	B	b	無	70	×	○	64	×	○
道 23	府道山城総合運動公園城陽線	城陽市寺田	2	A	a	有	70	○	○	62	○	○
道 24	一般国道 307 号	城陽市中芦原 14	2	-	-	有	72	×	○	69	×	○
道 25	一般国道 24 号	城陽市奈島	2	C	c	有	72	×	○	72	×	×
道 26	一般国道 24 号	井手町井手字中川 55	2	C	c	有	71	×	○	68	×	○

注1)騒音に係る環境基準（道路に面する地域）は以下のとおりである（地域の類型は、表 3.1-12と同じ）。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域：昼間60dB 以下、夜間55dB以下

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域：

昼間65dB 以下、夜間60dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道）に近接する空間については上記に関わらず、特例として以下に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間：昼間70dB以下、夜間：65dB 以下

注2)自動車騒音に係る要請限度は以下のとおりである。

a地域及びb地域のうち1車線を有する道路に面する地域：昼間65dB 以下、夜間55dB以下

a地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域：昼間70dB 以下、夜間65dB以下

b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域：

昼間75dB 以下、夜間70dB以下

この場合において、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道）に近接する空間については上記に関わらず、特例として以下に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間：昼間75dB以下、夜間：70dB 以下

注3)要請限度の区域の区分は以下のとおりである。

a地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

c地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注4)時間区分は、昼間：6～22時、夜間：22～6時である。

注5)対環境基準値欄の○は環境基準を達成した値、×は環境基準を達成しなかった値である。

注6)対要請限度値欄の○は要請限度以下の値、×は要請限度を超過した値である。

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

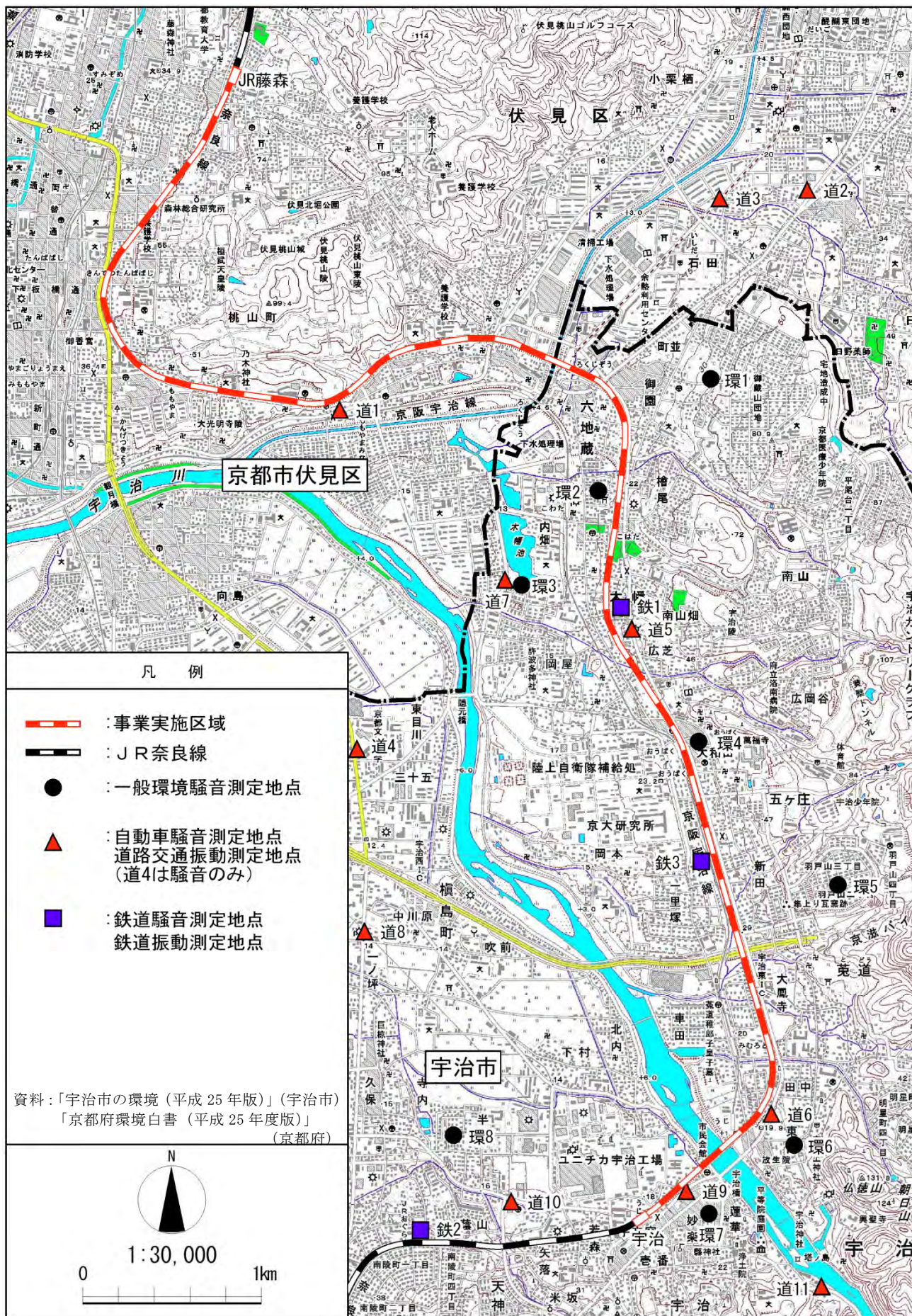


図 3.1-3(1) 騒音・振動測定地点位置図



図 3.1-3(2) 騒音・振動測定地点位置図



図 3.1-3(3) 騒音・振動測定地点位置図

③鉄道騒音の状況

事業実施区域の位置する区市町では、宇治市において、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づく手法により鉄道騒音測定が実施されている。平成 24 年度における測定結果を表 3.1-14 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。なお、本事業は新設線ではないため、時間区分での測定結果は参考として既存資料に基づき記載している。

表 3.1-14 鉄道騒音の測定結果（平成 24 年度）

No.	路線名	測定地点	等価騒音レベル (L_{Aeq})	
			昼間 (dB)	夜間 (dB)
鉄 1	JR 奈良線	木幡中村	60	55
鉄 2		宇治御廟	61	54
鉄 3	京阪宇治線	五ヶ庄折坂	60	56

注1) 時間区分は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき、昼間：7～22時、夜間：22～7時とした。

資料：「宇治市の環境(平成 25 年版)」(宇治市)

また、第 1 期複線化事業における鉄道騒音の事前及び事後調査結果は、表 3.1-15 に示すとおりであり、複線化に伴う定尺レールからロングレールへの変更等により、複線化後に騒音レベルが減少している。

表 3.1-15 鉄道騒音の測定結果（複線化前後）

路線名	測定地点	等価騒音レベル(L_{Aeq})						変更内容	
		昼間(dB)			夜間(dB)				
		①事前	②事後	②－①	①事前	②事後	②－①	事前	事後
JR 奈良線	京都市伏見区 深草	60	58	-2	53	51	-2	定尺	ロングレール
		60	55	-5	54	49	-5	定尺	ロングレール 防音壁設置

注1) 時間区分は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき、昼間：7～22時、夜間：22～7時とした。測定結果は、軌道中心から12.5mの結果である。

資料：①事前：「JR奈良線京都～JR藤森間複線化事業環境影響評価書」(平成9年、西日本旅客鉄道株式会社)

②事後：「JR奈良線京都～JR藤森間複線化事業環境影響評価事後調査報告書」(平成13年、西日本旅客鉄道株式会社)

④騒音に係る苦情の状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の騒音に係る苦情の件数は表 3.1-16 に示すとおりである。

表 3.1-16 騒音に係る苦情の件数（平成 24 年度）

市 町 種類	京都市	宇治市	城陽市	井手町
騒音 (低周波音)	249 (6)	15 (0)	3 (0)	0 (0)

注1) 低周波音は内数である。また、概ね1～100Hzの音を低周波音と呼ぶ。

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

(4) 振動

①一般環境振動の状況

事業実施区域の位置する区市町では、一般環境振動に係る測定は実施されていない。

②自動車交通振動の状況

京都府では、平成 24 年度に主要な道路沿道の振動測定が実施されている。事業実施区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-17 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-17 道路交通振動測定結果（平成 24 年度）

No.	路線名	測定地点	車線数	区域区分	振動レベル(L ₁₀)			
					昼間		夜間	
					測定値 (dB)	対要請 限度値	測定値 (dB)	対要請 限度値
道 1	府道京都宇治線(外環状線)	伏見区桃山根来	2	1	47	○	48	○
道 2	府道大津宇治線	伏見区醍醐合場町	2	1	35	○	32	○
道 3	市道外環状線	伏見区石田大受町	2	1	40	○	42	○
道 5	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	1	35	○	32	○
道 6	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内 53-14	4	1	33	○	25	○
道 7	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路 19	2	2	38	○	35	○
道 8	府道城陽宇治線	宇治市榎島町一ノ坪 8	2	2	47	○	44	○
道 9	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻 81	2	2	38	○	35	○
道 10	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山 6	2	2	22	○	18	○
道 11	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	1	34	○	30	○
道 12	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90	4	2	47	○	41	○
道 13	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻 58	2	2	37	○	36	○
道 14	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷 19	2	1	31	○	27	○
道 15	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原 1	2	2	39	○	35	○
道 16	市道下居大久保線	宇治市広野町小根尾 138	2	1	35	○	29	○
道 17	府道八幡城陽線	城陽市平川大將軍 2	2	1	34	○	23	○
道 18	府道富野荘八幡線	城陽市富野堀口 2	2	1	40	○	31	○
道 19	一般国道 24 号	城陽市富野久保田 1	2	-	43	-	37	-
道 20	府道寺田水主線	城陽市枇杷庄大三戸 18	2	1	33	○	27	○
道 21	府道上狛城陽線	城陽市観音堂巽畑 17	2	-	42	-	28	-
道 22	市道 3001 号線	城陽市富野森山 1	2	1	40	○	28	○
道 24	一般国道 307 号	城陽市中芦原 14	2	-	44	-	36	-

注1) 道路交通振動に係る要請限度は以下のとおりである。

第1種区域：昼間65dB 以下、夜間60dB以下

第2種区域：昼間70dB 以下、夜間65dB以下

注2) 要請限度の区域の区分は以下のとおりである。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注3) 時間区分は、昼間：8～19時、夜間：19～8時である。

注4) 対要請限度値欄の○は要請限度以下の値、×は要請限度を超過した値である。

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

③鉄道振動の状況

事業実施区域の位置する区市町では、宇治市において、在来鉄道の振動に対して指針等は定められていないが、環境保全及び現状の把握のため「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての勧告に基づく評価方法について（勧告）」に基づく手法により鉄道振動測定が実施されている。平成 24 年度における測定結果を表 3.1-18 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-18 鉄道振動の測定結果（平成 24 年度）

No.	路線名	測定地点	振動レベル(ピークレベルの平均値) (dB)
鉄 1	JR 奈良線	木幡中村	56
鉄 2		宇治御廟	63
鉄 3	京阪宇治線	五ヶ庄折坂	59

資料：「宇治市の環境(平成 25 年版)」(宇治市)

また、第 1 期複線化事業における鉄道振動の事前及び事後調査結果は、表 3.1-19 に示すとおりであり、複線化に伴うロングレール化により、複線化後に振動レベルが減少している。

表 3.1-19 鉄道振動の測定結果（複線化前後）

路線名	測定地点	振動レベル(dB)			変更内容	
		①事前	②事後	②－①	事前	事後
JR 奈良線	京都市伏見区深草	62	53	-9	定尺	ロングレール
		63	59	-4	定尺	ロングレール

注1)測定結果は、軌道中心から12.5mの結果である。

資料：①事前：「JR 奈良線京都～JR 藤森間複線化事業環境影響評価書」(平成 9 年、西日本旅客鉄道株式会社)

②事後：「JR 奈良線京都～JR 藤森間複線化事業環境影響評価事後調査報告書」(平成 13 年、西日本旅客鉄道株式会社)

④振動に係る苦情の発生状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の振動に係る苦情の件数は表 3.1-20 に示すとおりである。

表 3.1-20 振動に係る苦情の件数（平成 24 年度）

市町	京都市	宇治市	城陽市	井手町
種類				
振動	11	1	1	0

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

(5) 悪臭

①悪臭に係る苦情の状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の悪臭に係る苦情の件数は表 3.1-21 に示すとおりである。

表 3.1-21 悪臭に係る苦情の件数（平成 24 年度）

市町	京都市	宇治市	城陽市	井手町
種類				
悪臭	138	26	11	1

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

3.1.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

事業実施区域及びその周囲に存在する河川は図 3.1-4 に示すとおりであり、宇治川、木津川等がある。

(2) 水質の状況

①河川

京都府では、河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、平成 24 年度は 61 河川 106 地点、6 海域 19 地点の合計 125 地点で水質測定が実施されている。事業実施区域及びその周囲では図 3.1-4 に示す宇治川水系等の地点で水質が測定されており、その測定結果を表 3.1-22 に示す。

表 3.1-22(1) 河川の公共用水域水質測定結果[生活環境項目]（平成 24 年度）

水系	河川名	地点名	類型	水素イオン濃度 pH 最小値～最大値	溶存酸素量 DO 平均値 (mg/ℓ)	生物化学的酸素要求量 BOD 75%水質値 (mg/ℓ)	浮遊物質 SS 平均値 (mg/ℓ)	大腸菌群数 平均値 (MPN/100mℓ)
宇治川	宇治川	宇治橋	A	7.6～8.0	9.5	1.6	4	1.0×10 ⁴
		隠元橋	A	7.6～8.9	9.7	1.5	5	2.7×10 ³
		観月橋	B	7.5～8.1	9.8	1.3	5	1.6×10 ³
		宇治川大橋	B	7.6～8.4	9.8	1.2	9	2.0×10 ³
	関電排水路	観流橋	－	6.9～8.6	9.2	1.3	4	1.1×10 ⁴
	山科川	中野橋	－	7.2～7.5	8.8	3.4	3	5.7×10 ³
	七瀬川	仙石橋	－	8.2～10.4	11	1.2	1	3.4×10 ³
	東高瀬川	新竹田出橋	－	7.2～8.1	11	0.8	2	1.4×10 ⁴
		三栖橋	－	7.6～9.5	11	1.9	6	9.7×10 ²
桂川	桂川	羽束師橋	A	7.4～7.8	9.9	1.1	4	3.8×10 ⁴
鴨川	鴨川	京川橋	A	7.8～10.1	10	1.1	5	2.0×10 ³
木津川	木津川	玉水橋	A	7.4～8.2	9.9	1.2	5	2.9×10 ³
環境基準値			A	6.5～8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下
			B	6.5～8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下

類型	利用目的の適応性	類型	利用目的の適応性
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	E	工業用水 3 級、環境保全
自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度			

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

表 3.1-22(2) 河川の公共用水域水質測定結果〔生活環境項目〕（平成 24 年度）

水系	河川名	地点名	類型	全亜鉛 平均値 (mg/ℓ)	ノニルフェノール 平均値 (mg/ℓ)	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩 平均値 (mg/ℓ)
宇治川	宇治川	宇治橋	生物 B	0.003	－	－
		隠元橋	生物 B	0.004	－	－
		観月橋	生物 B	0.008	－	－
		宇治川大橋	生物 B	0.004	－	－
	関電排水路	観流橋	－	0.003	－	－
	山科川	中野橋	－	0.017	－	－
	七瀬川	仙石橋	－	0.006	－	－
	東高瀬川	新竹田出橋	－	0.005	－	－
		三栖橋	－	0.006	－	－
桂川	桂川	羽束師橋	生物 B	0.010	－	－
鴨川	鴨川	京川橋	－	0.002	－	－
木津川	木津川	玉水橋	生物 B	0.004	－	－
環境基準値			生物 B	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下

類型	水生生物の生息状況の適応性
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

資料：「京都府環境白書(平成 25 年度版)」(京都府)

表 3.1-22(3) 河川の公共用水域水質測定結果〔健康項目〕（平成 24 年度）

(単位：mg/ℓ)

物質名	水域名	宇治川					
	河川名	宇治川				関電排水路	山科川
	測定地点名	宇治橋	隠元橋	観月橋	宇治川大橋	観流橋	中野橋
	環境基準値	－	－	－	－	－	－
カドミウム	0.003	－	<0.0003	－	－	<0.0003	－
全シアン	検出されないこと	－	ND	－	－	ND	－
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	－	<0.02	－	－	<0.02	－
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－
アルキル水銀	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02	－	<0.002	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002	－	<0.0002	－	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	0.004	－	<0.0004	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	0.1	－	<0.01	－	－	－	－
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	－	<0.004	－	－	－	－
1,1,1-トリクロロエタン	1	－	<0.1	－	－	－	－
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－	<0.0006	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.03	－	<0.003	－	－	－	－
テトラクロロエチレン	0.01	－	<0.001	－	－	－	－
1,3-ジクロロプロペン	0.002	－	－	－	－	－	－
チウラム	0.006	－	－	－	－	－	－
シマジン	0.003	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	0.02	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	0.01	－	<0.001	－	－	－	－
セレン	0.01	－	<0.002	－	－	－	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.23	0.23	0.29	0.31	－	4.3
ふっ素	0.8	－	0.09	－	－	－	－
ほう素	1	－	<0.1	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05	－	<0.005	－	－	－	－

物質名	水域名	宇治川			桂川	鴨川	木津川
	河川名	七瀬川	東高瀬川		桂川	鴨川	木津川
	測定地点名	仙石橋	新竹田出橋	三栖橋	羽束師橋	京川橋	玉水橋
	環境基準値	－	－	－	－	－	－
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	－	－	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	ND	ND	－	－	ND	ND
鉛	0.01	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	－	－	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	－	－	－	－	－	－
PCB	検出されないこと	－	－	－	－	ND	－
ジクロロメタン	0.02	<0.002	－	－	－	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	－	－	－	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	－	－	－	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	－	－	－	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	－	－	－	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.1	－	－	－	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	－	－	－	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.003	－	－	－	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	－	－	－	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	－	－	－	<0.0002	－
チウラム	0.006	<0.0006	－	－	－	<0.0006	－
シマジン	0.003	<0.0003	－	－	－	<0.0003	－
チオベンカルブ	0.02	<0.002	－	－	－	<0.002	－
ベンゼン	0.01	<0.001	－	－	－	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	－	－	－	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.93	1.1	0.39	2.1	0.39	1.1
ふっ素	0.8	0.12	0.09	－	－	0.09	0.08
ほう素	1	<0.1	<0.1	－	－	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	－	－	－	<0.005	<0.005

注)－は測定対象外項目を示す。NDは未検出を示す。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成 24 年度）」（京都府）

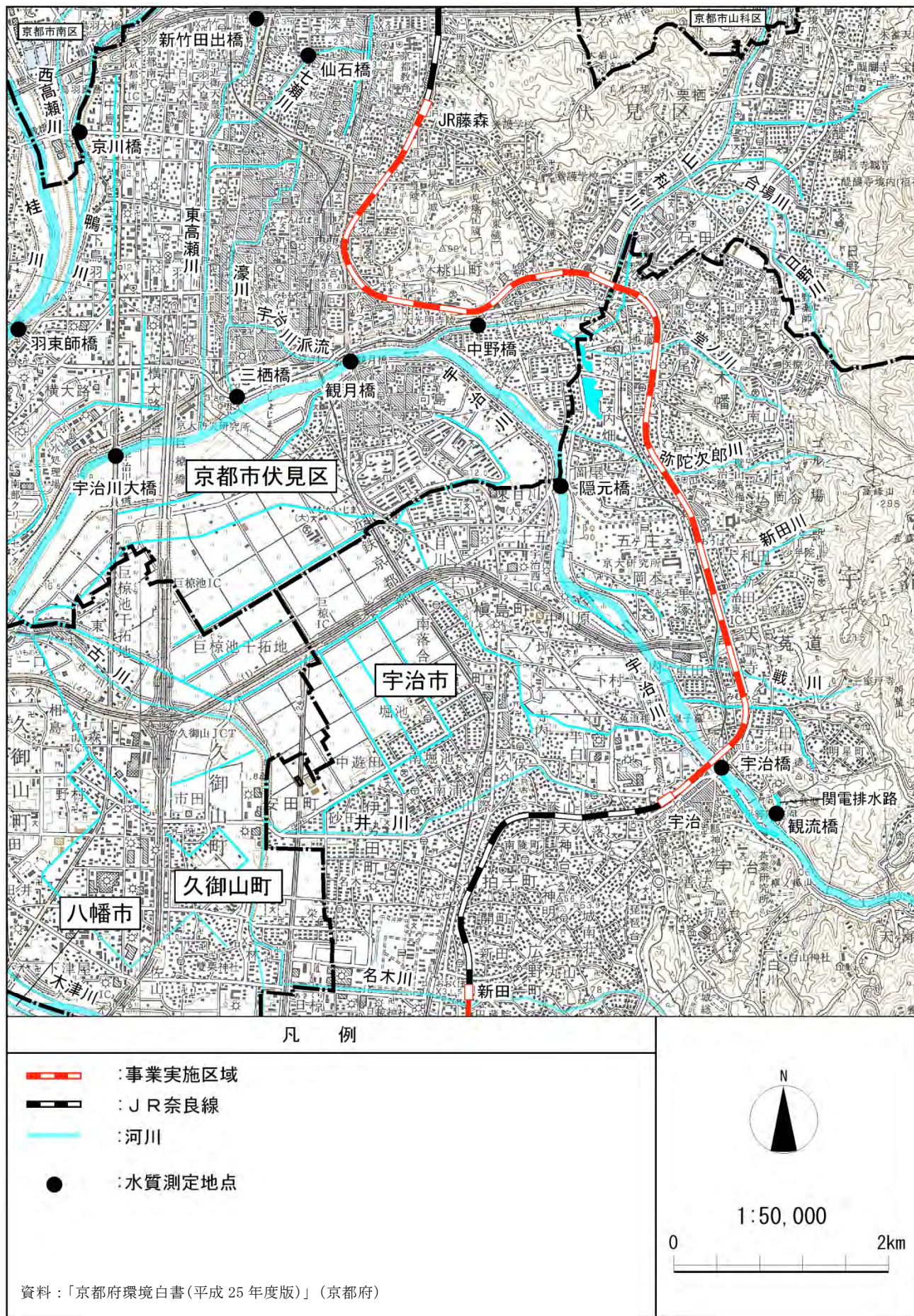
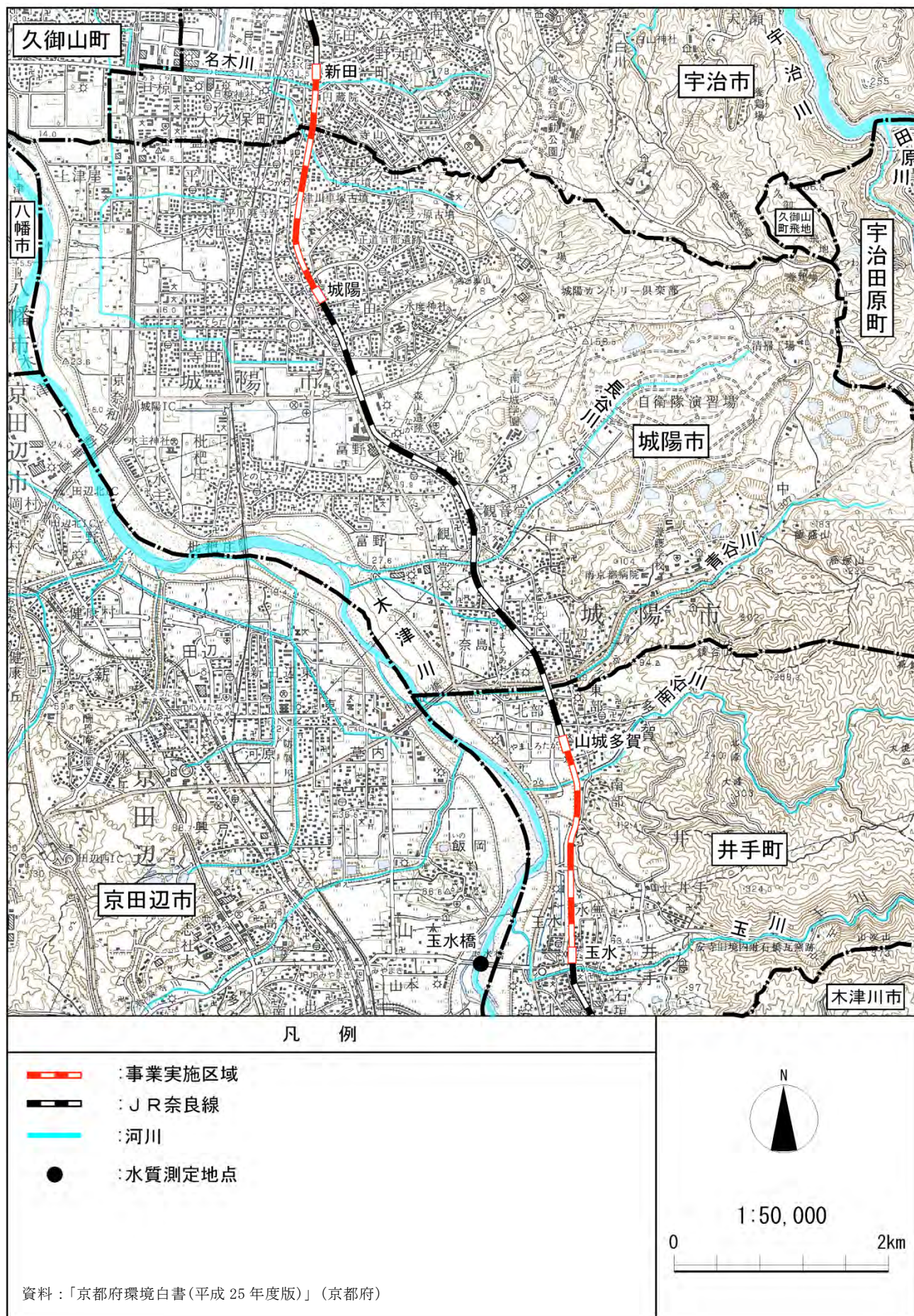


図 3.1-4(1) 水象の状況及び水質測定地点位置図



②地下水

京都府では、地下水の水質汚濁の状況を把握するため、平成 24 年度 15 市 6 町の 155 地点で水質測定が実施されている。測定結果を表 3.1-23 に、事業実施区域及びその周囲が該当するメッシュ位置図を図 3.1-5 に示す。

ア．概況調査

地下水の全般的な状況を把握するための概況調査では、事業実施区域及びその周囲のメッシュでは、環境基準を超過した測定項目はなかった。

イ．汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査の結果、事業実施区域及びその周囲のメッシュでは、城陽市で総水銀において環境基準値を超過する井戸が存在した。

ウ．継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査では、これまでの調査において環境基準項目の検出等がみられ汚染の推移を調べる継続監視調査を行っている。

事業実施区域及びその周囲のメッシュでは、京都市で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、宇治市で砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素、城陽市で総水銀において環境基準値を超過する井戸が存在した。

表 3.1-23 地下水水質測定結果（平成 24 年度）

(単位：mg/ℓ)

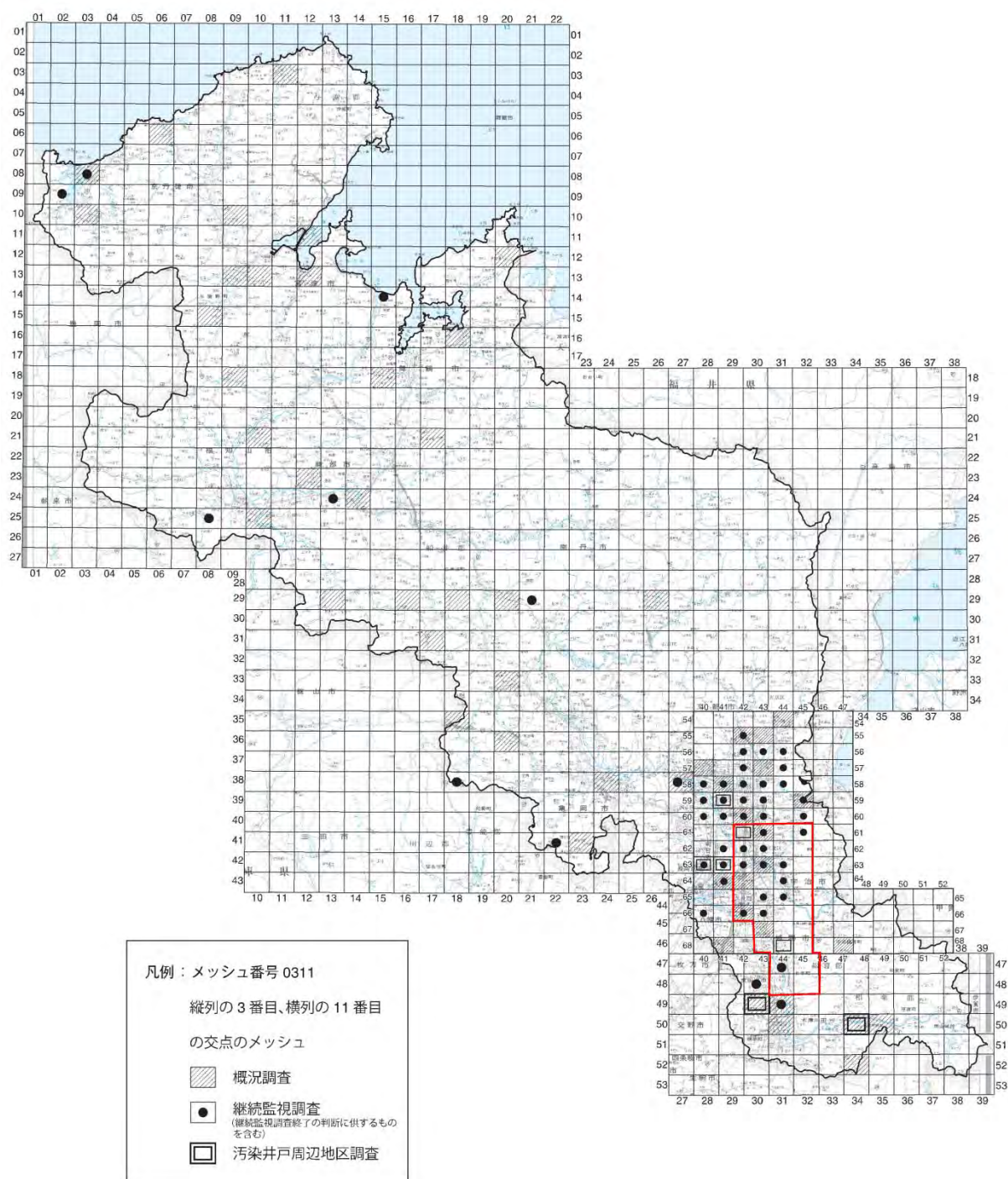
物質名	調査の種類	概況調査					汚染井戸周辺地区調査		継続監視調査	
	メッシュ番号	6143	6343	6442	6642	6743	6142 注	6844 注	6143	6145
	所在地	京都市	京都市	宇治市	宇治市	城陽市	宇治市	城陽市	京都市	京都市
	環境基準値	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カドミウム	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	－	－	－	－
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	－	－	－	－
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	－	－
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	－	－	－	－	－
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	－	－	<0.0005 0.0011	－	－
アルキル水銀	検出されないこと	－	－	－	<0.0005	－	－	<0.0005	－	－
PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	－	－	－	－	－
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	－	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	<0.0002	－	<0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	<0.0002	－	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	－	<0.0002	－	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	－	<0.004	－	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	<0.1	－	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	<0.0006	－	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	－	<0.003	－	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001 0.001	－	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002	－	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	－	－	－
チウラム	0.006	－	－	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	－	－	－
シマジン	0.003	－	－	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	－	－	－
チオベンカルブ	0.02	－	－	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	－
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001	－	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	0.64	2.9	<0.02	1.4	1.4	－	－	－	－
ふっ素	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	－	－	－	－	－
ほう素	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	－	－	－	－	－
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	－	－	－	－

物質名	調査の種類	継続監視調査									
	メッシュ番号	6242	6243 注	6342	6343	6344 注	6444	6543 注	6544	6643	4731
	所在地	京都市	京都市	京都市	京都市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	城陽市
	環境基準値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
砒素	0.01	－	－	－	－	－	－	－	0.039	－	－
総水銀	0.0005	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.0024
ジクロロメタン	0.02	－	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	－	－	－
四塩化炭素	0.002	－	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	－	－	－	－
塩化ビニルモノマー	0.002	－	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	<0.0002 0.0007	－	<0.0002	－
1,2-ジクロロエタン	0.004	－	<0.0004	<0.0004	<0.0004	－	－	－	－	－	－
1,1-ジクロロエチレン	0.1	－	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	－	<0.01	－	<0.01	－
1,2-ジクロロエチレン	0.04	－	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	－	0.004 0.017	－	0.006	－
1,1,1-トリクロロエタン	1	－	<0.1	<0.1	<0.1	－	－	<0.1	－	<0.1	－
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	－	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	－	－	－	－	－
トリクロロエチレン	0.03	－	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	－	<0.003 0.004	－	0.070	－
テトラクロロエチレン	0.01	－	<0.001	<0.001	<0.001	0.006	－	0.007 0.017	－	0.014	－
ベンゼン	0.002	－	<0.001	<0.001	<0.001	－	－	－	－	－	－
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	<0.02	13	－	－	61	41	－	－	－	－
ほう素	1	－	－	－	－	16	－	－	－	－	－

注 1) メッシュ番号 6142、6243、6344、6543、6844 は複数の測定地点があるため、結果は最小及び最大となった地点の値を示した。

－は測定対象外項目を示す。測定項目は各調査地点で測定対象の項目を抽出した。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成 24 年度）」（京都府）



注 1) 図中の赤枠の範囲は、事業実施区域及びその周囲を含む範囲（1/50,000 で示す範囲）のうち、事業実施区域の位置する区市町の範囲を示す。

注 2) メッシュ番号 6642 の測定地点は、概況調査は宇治市、継続監視調査は久御山町に位置している。表 3.1-23 には事業実施区域の位置する宇治市の結果のみ記載している。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成 24 年度）」（京都府）

図 3.1-5 地下水質測定地点位置図

③ダイオキシン類

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン測定が実施されている。平成 25 年度における測定結果は表 3.1-24 に示すとおりである。

表 3.1-24 ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）

市町	地点名	水質〔河川〕（pg-TEQ/ℓ）	
		濃度	環境基準値
京都市	山科川新六地藏橋	0.048	1

市町	地点名	水質〔地下水〕（pg-TEQ/ℓ）	
		濃度	環境基準値
京都市	9 京都市伏見区	0.024	1
	10 京都市伏見区	0.024	

資料：「ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）」（京都府）

④水質汚濁に係る苦情の状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の水質汚濁に係る苦情の件数は表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 水質汚濁に係る苦情の件数（平成 24 年度）

市町 種類	京都市	宇治市	城陽市	井手町
水質汚濁	72	17	1	0

資料：「京都府環境白書（平成 25 年度版）」（京都府）

(3) 水質の底質の状況

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン測定が実施されている。平成 25 年度における測定結果は表 3.1-26 に示すとおりである。

表 3.1-26 ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）

市町	地点名	底質（pg-TEQ/g）	
		濃度	環境基準値
京都市	山科川新六地藏橋	0.91	150

資料：「ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）」（京都府）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき土壌中のダイオキシン類の測定が実施されている。平成 25 年度における測定結果は表 3.1-27 に示すとおりである。

なお、土壌汚染に係る環境基準は表 3.1-28 に、土壌汚染対策法に基づく、特定有害物質の指定基準値は表 3.1-29 に示すとおりである。

表 3.1-27 ダイオキシン類測定結果（平成 25 年度）

市町	地点名	土壌濃度（pg-TEQ/g）	
		濃度	環境基準値
京都市	12 京都市伏見区	4.0	1000
	13 京都市伏見区	11	
	14 京都市伏見区	2.2	
城陽市	16 宇治市	0.033	

資料：「ダイオキシン類測定結果」（平成 25 年度、京都府）

表 3.1-28 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

（平成 3 年 8 月 23 日、環境庁告示第 46 号）

表 3.1-29(1) 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の基準値

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

(平成 14 年 12 月 26 日環境省法令第 29 号)

表 3.1-29(2) 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の基準値

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。

(平成 14 年 12 月 26 日環境省法令第 29 号)

(2) 地盤沈下の状況

①地盤沈下の概況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 24 年版）」によると、京都府では、京都市南部及び乙訓地区において地盤の沈下が認められたが、近年その傾向は鈍化してきている。事業実施区域の位置する区市町では、平成 19 年度に京都市伏見区横大路で直近の測量による年間の沈下量が 0.60cm であった。

②地盤沈下に係る苦情の状況

事業実施区域の位置する区市町における平成 24 年度の地盤沈下に係る苦情の件数は表 3.1-30 に示すとおりである。

表 3.1-30 地盤沈下に係る苦情の件数（平成 24 年度）

市町 種類	京都市	宇治市	城陽市	井手町
地盤沈下	0	0	0	0

資料：「京都府環境白書（平成 25 年度版）」（京都府）

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形

事業実施区域及びその周囲は、京都盆地及び山城盆地となっており、宇治川及び木津川沿いに位置している。東側は南北方向の比叡山・醍醐山地であり、山城盆地は北流する木津川河谷と東西両側の丘陵地を含み、東西の支流はほとんど天井川化している。

事業実施区域及びその周囲の地形の状況は図 3.1-6 に示すとおりである。

(2) 地質

事業実施区域及びその周囲の地質の状況は図 3.1-7 に、土壌の状況は図 3.1-8 に示すとおりである。

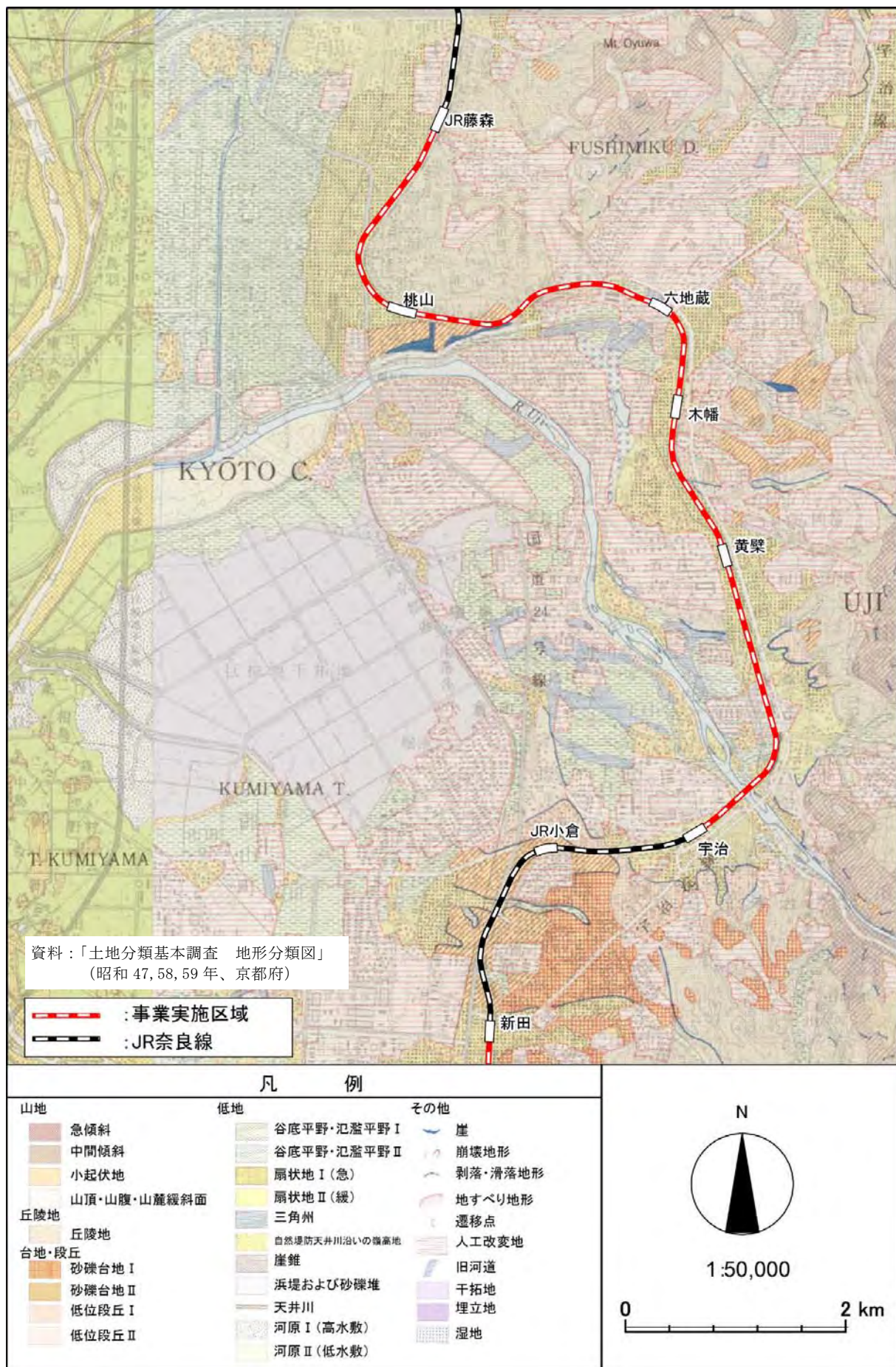


図 3.1-6(1) 地形分類図

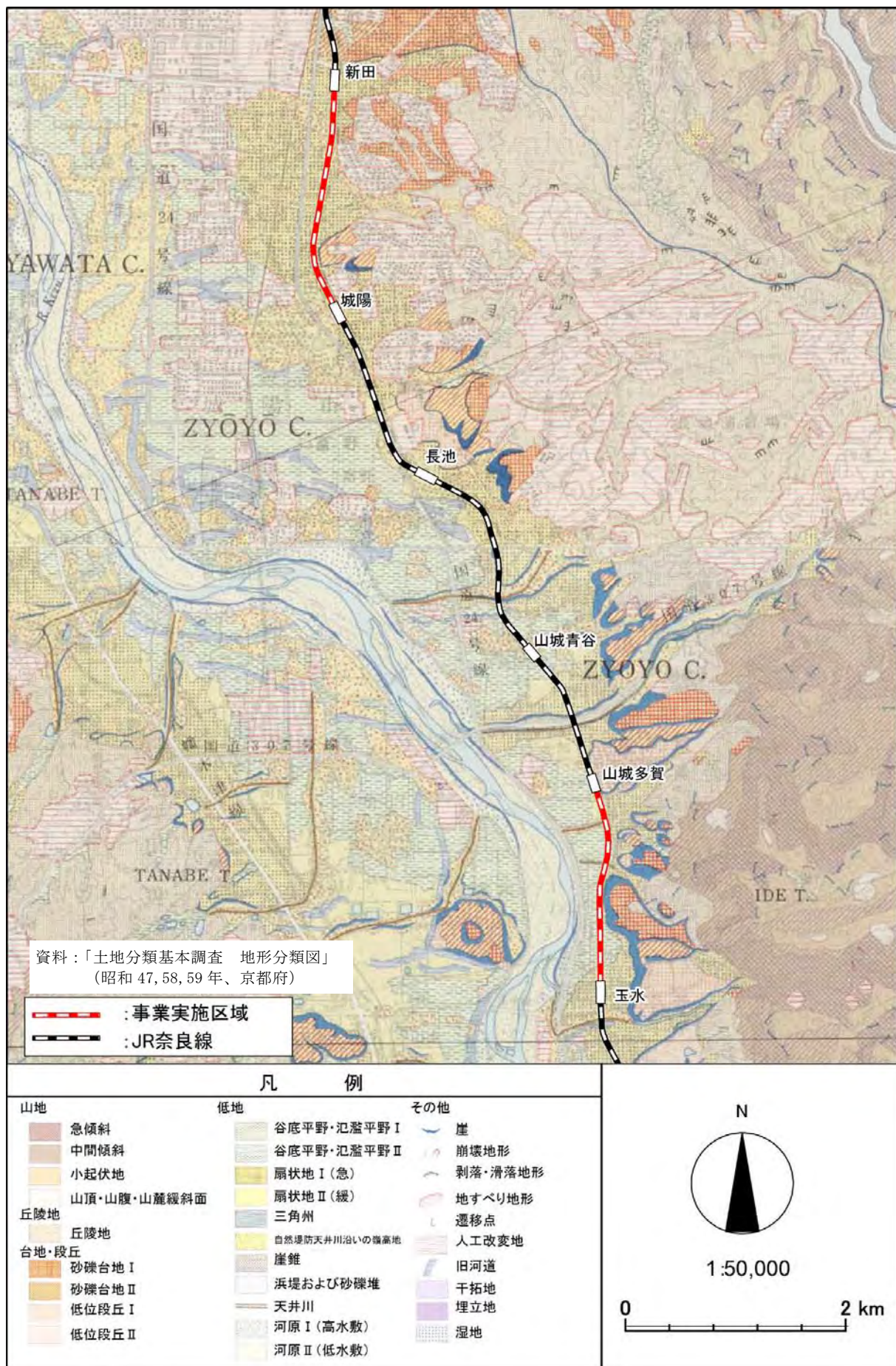


図 3.1-6(2) 地形分類図



図 3.1-7(1) 表層地質図

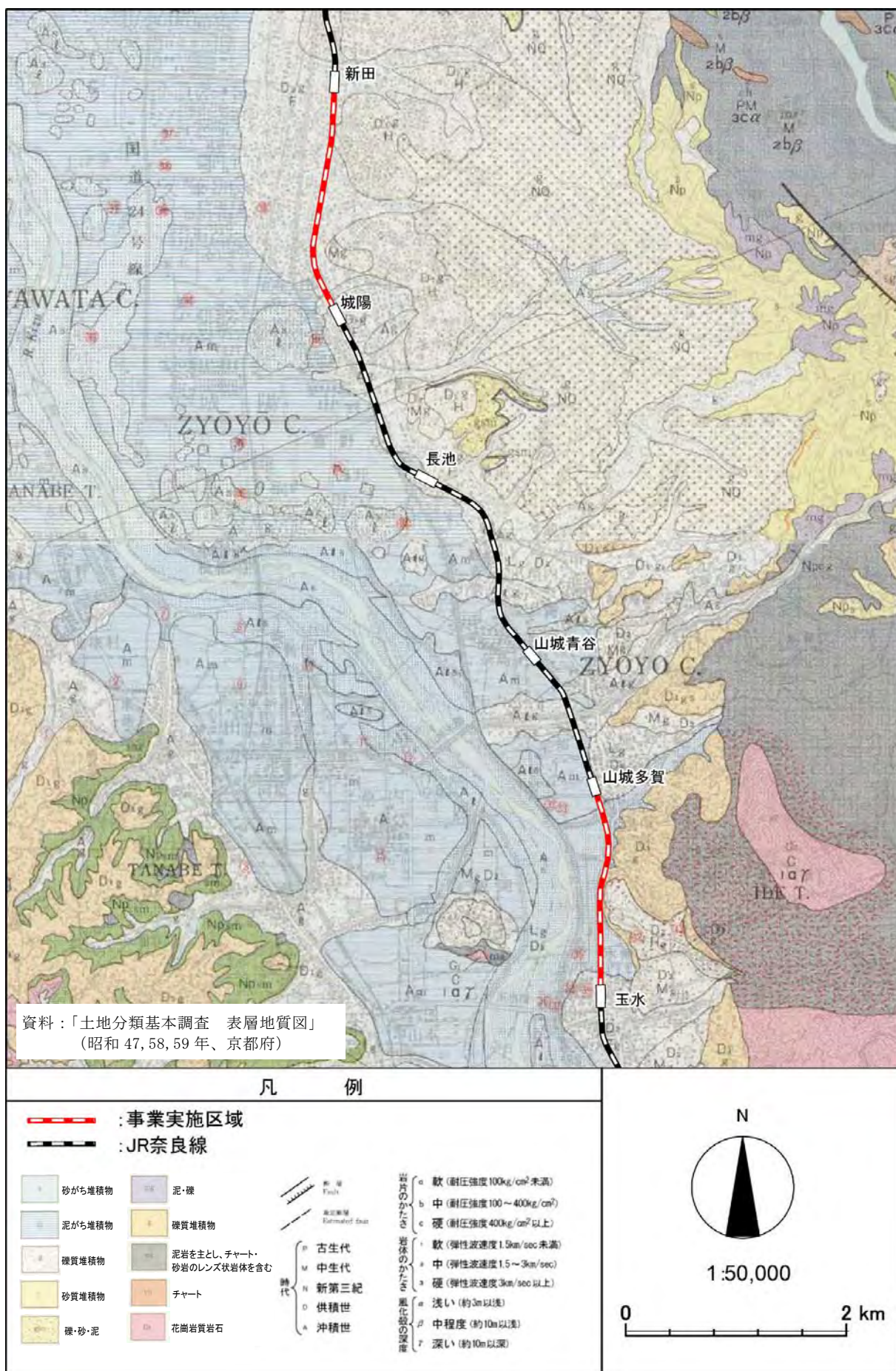


図 3.1-7(2) 表層地質図

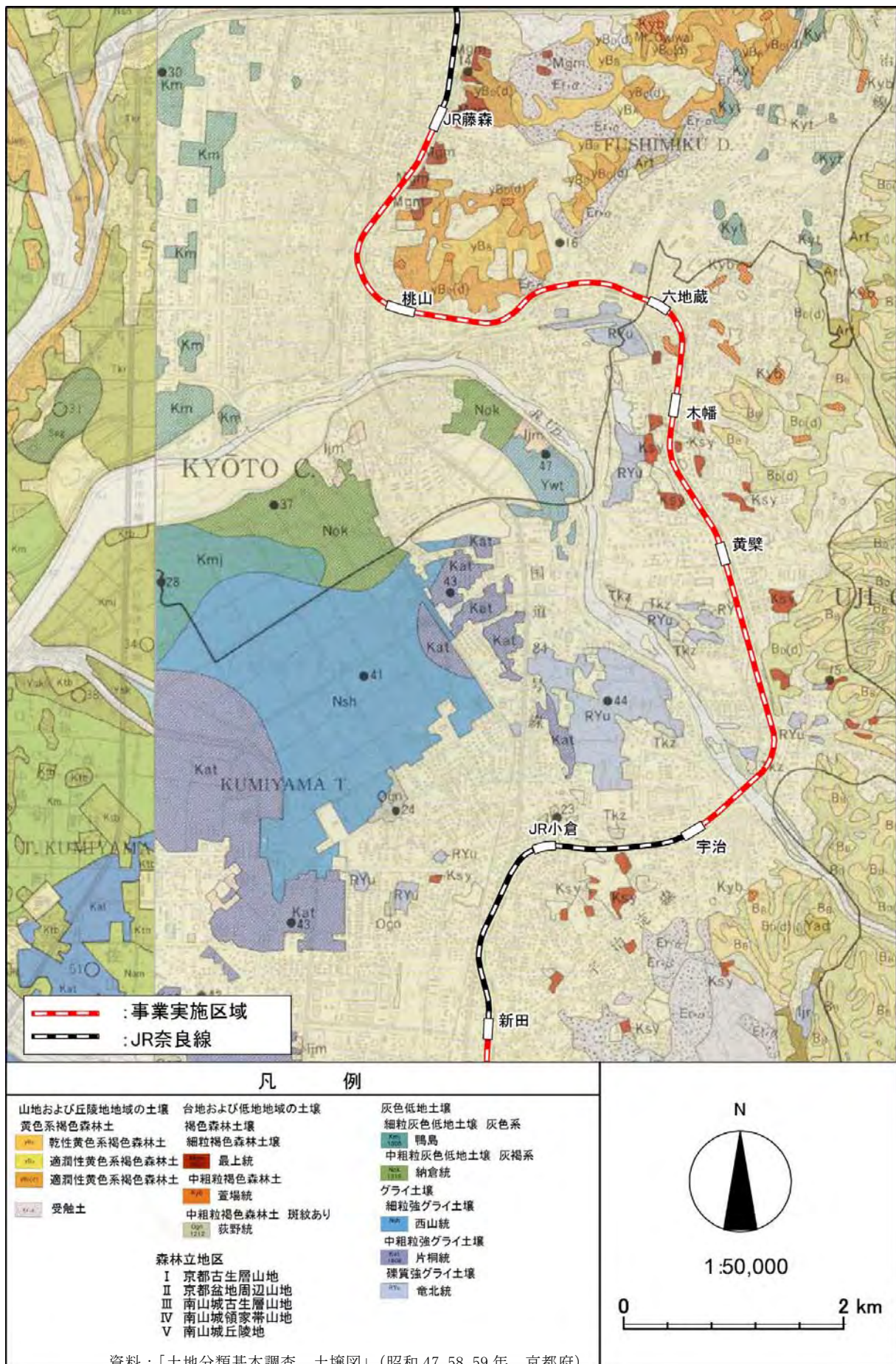


図 3.1-8(1) 土壌図

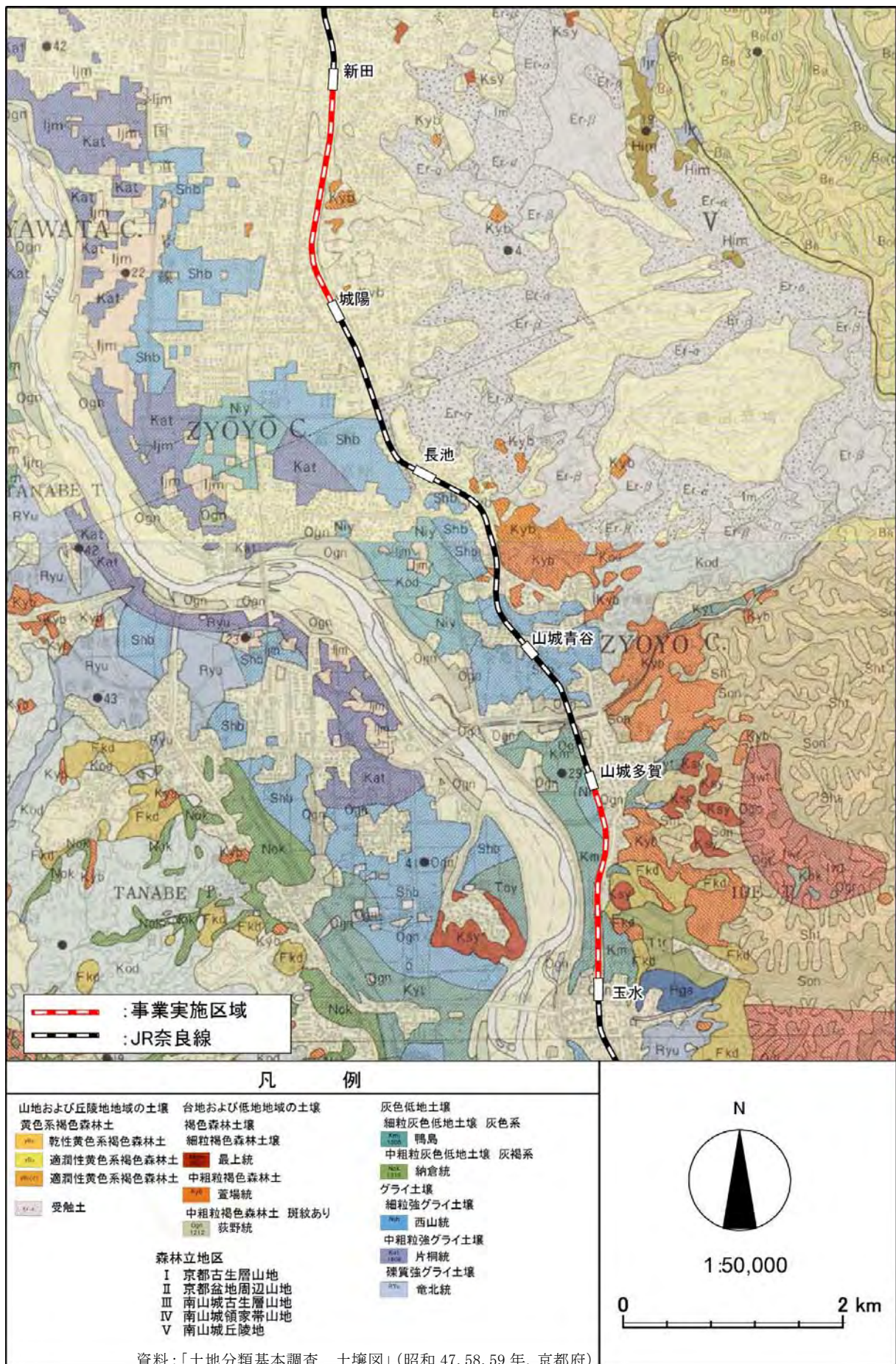


図 3.1-8(2) 土壌図

(3) 重要な地形・地質

「京都府レッドデータブック 2002」(2002 年、京都府)によると、事業実施区域及びその周囲において、図 3.1-9 に示すとおり、重要な地形として、宇治川溪谷、巨椋池等の河川地形が選定されている。また、重要な自然現象(地下水)として御香水が選定されている。

また、「京都府レッドデータブック 2002」(2002 年、京都府)によると、事業実施区域の位置する区市町に該当する重要な地質は、表 3.1-31 に示すとおりであるが、いずれも事業実施区域の位置する区市町には位置するものの、消滅寸前などの重要な地質は、事業実施区域及び周辺にはない。なお、ブリュンヌ／松山境界、深草のトウヨウゾウ、深草のメタセコイヤは、消滅している。さらに、「地すべり地形分布図」(独立行政法人防災科学技術研究所 システム研究領域 災害リスク研究ユニット)によると、事業実施区域及びその周囲において地すべり地形は確認されなかった。

表 3.1-31(1) 重要な地形・地質

	名称	分類	細分	時代区分	地域	京都府 カテゴリー
地形	宇治川峡谷 (宇治川ライン)	河川地形	先行谷	-	宇治市	消滅
	巨椋池	河川地形	遊水池	-	久世郡久御山町、宇治市	消滅
	宇治丘陵	河川地形	洪積丘陵	-	城陽市、宇治市	消滅危惧
	井手の河岸段丘	河川地形	河岸段丘	-	綴喜郡井手町大字井手	要注意
	渋川	河川地形	天井川	-	綴喜郡井手町大字南～大字渋川	要注意
	龍王の滝	河川地形	滝・滝壺	-	綴喜郡井手町大字多賀	要継続保護
地質	ブリュンヌ／松山境界	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草のトウヨウゾウ	化石	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草のメタセコイヤ	化石	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草の大阪層群	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅寸前
	醍醐の阿蘇―1 火山灰層	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区醍醐	消滅寸前
	旧横大路沼の堆積物	堆積物	-	新生代第四紀完新世	京都市伏見区	消滅寸前
	笠取重晶石鉱床	鉱物	硫酸塩鉱物	中生代	宇治市西笠取町下庄	消滅寸前
	平尾台の大阪層群と高位段丘	堆積物	-	新生代第四紀更新世	宇治市平尾台	消滅寸前
	微化石ミシケラ	化石	コノドント	中生代三畳紀新世後期	宇治市二ノ尾喜撰山大橋	消滅危惧
	ペルム紀微化石	化石	コノドントおよび放散虫	古生代ペルム紀	宇治市志津川神女神社東	要注意
	亀石(酸性凝灰岩)	岩石	堆積岩 酸性凝灰岩	中生代ジュラ紀古世	宇治市菟道宇治川	要注意

注1) 地質については、詳細な位置が明示されていないため、事業実施区域の位置する区市町について記載した。

資料:「京都府レッドデータブック 2002」(2002 年、京都府)

表 3.1-31(2) 重要な地形・地質(自然現象)

	名称	類型	細分	特記事項	地域
自然 現象	御香水	地下水	-	伏見七名水のひとつ	京都市伏見区御香宮

資料:「京都府レッドデータブック 2002」(2002 年、京都府)

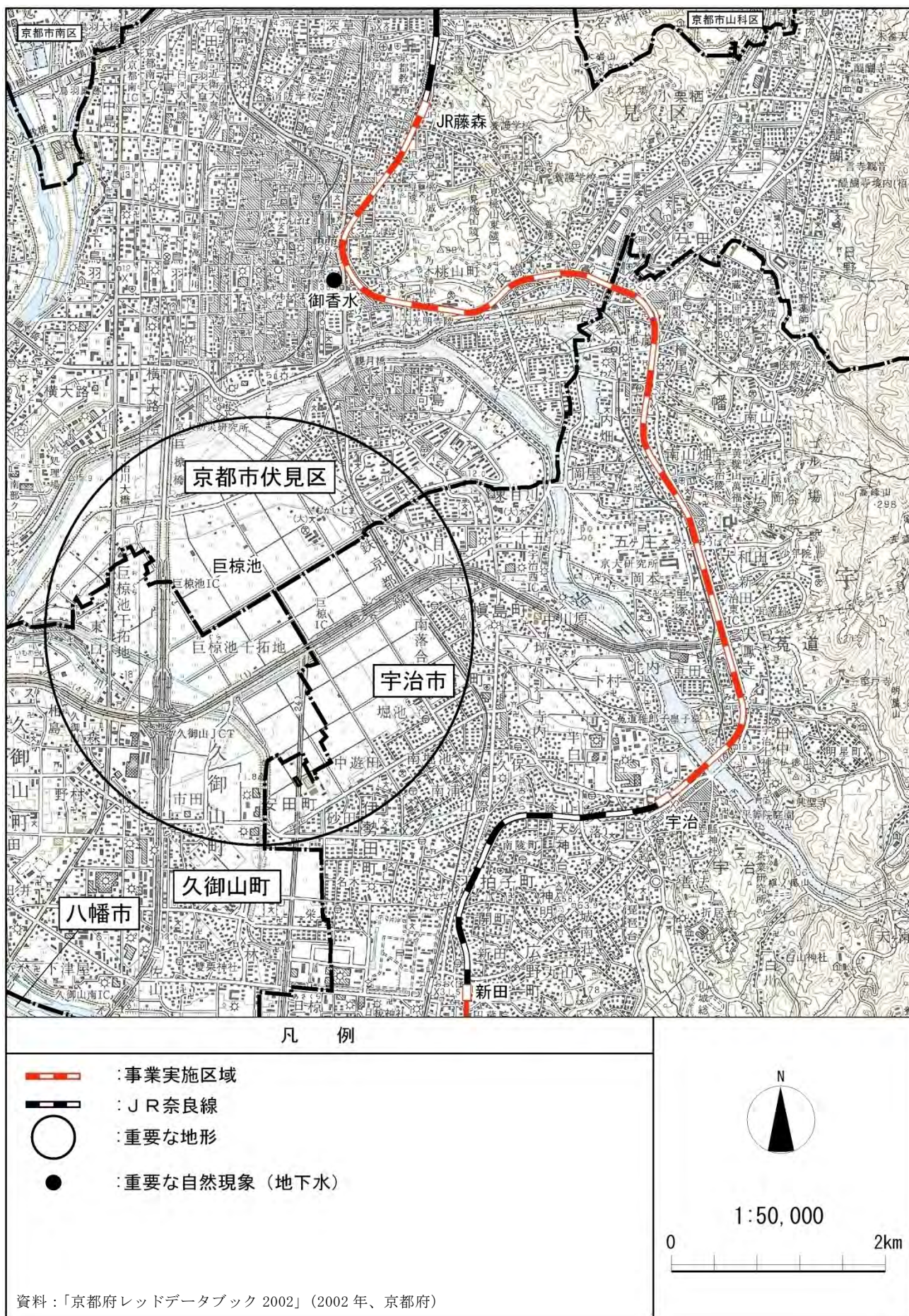


図 3.1-9(1) 重要な地形・地質

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 植物

①植生

事業実施区域及びその周囲の植生の状況は、図 3.1-10 に示すとおりである。また、事業実施区域に近接する植生区分の状況は、表 3.1-32 に示すとおり、3 区間総計では、事業実施区域と近接する植生区分として市街地と緑の多い住宅地が約 90%を占めており、次いで水田雑草群落が 3%となっている。いずれも区間でも事業実施区域と近接する植生区分として市街地が大部分を占めており、市街地と緑の多い住宅地以外の植生区分をみると、藤森-宇治間では、竹林などが分布している。新田-城陽間では、アベマキ-コナラ群落、モチツツジ-アカマツ群集などが分布している。山城多賀-玉水間では、水田雑草群落などが分布している。

表 3.1-32 事業実施区域（路線計画）に近接する植生

植生区分	藤森-宇治間		新田-城陽間		山城多賀-玉水間		3 区間総計	
	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %
アベマキ-コナラ群集	0.0	0.0	160.6	7.6	0.0	0.0	160.6	1.2
モチツツジ-アカマツ群集	0.0	0.0	127.5	6.1	0.0	0.0	127.5	0.9
竹林	148.8	1.5	87.7	4.2	122.9	6.1	359.4	2.6
路傍・空地雑草群落	86.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	86.5	0.6
果樹園	36.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	36.1	0.3
水田雑草群落	0.0	0.0	0.0	0.0	403.4	20.2	403.4	2.8
市街地	8,656.4	87.4	1,587.2	75.6	1,473.7	73.7	11,717.4	83.7
緑の多い住宅地	844.5	8.5	137.0	6.5	0.0	0.0	981.6	7.0
残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	89.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	89.0	0.6
開放水域	38.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	38.6	0.3
合計	9,900.0	100.0	2,100.0	100.0	2,000.0	100.0	14,000.0	100.0

②植物の重要な種及び特定植物群落

「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）によると、京都府では、表 3.1-33(1)に示す 1,088 種が重要種に指定されている。このうち、事業実施区域が位置する京都府南部地域で確認されている種は、種子植物でタコノアシ、スズサイコなど 360 種、シダ植物でミズニラ、サンショウモなど 86 種、コケ植物でヒメウスグロゴケ、モロハヒラゴケなど 89 種、菌類でヤンマタケ、カゴタケなど 52 種の計 587 種である※。

「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査」によると、事業実施区域及びその周辺における、特定植物群落の分布状況は、図 3.1-11 に示すとおりであり、事業実施区域には特定植物群落は分布していない。また、「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）によると、事業実施区域には、京都府内の保護上重要な植物群落（地域生態系）は分布していない。

※：分布域は「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）による。なお、「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）で分布域の記載がない場合や、「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）の新規掲載種については、分布域を特定できないため、集計から除いている。

表 3.1-33(1) 京都府における植物の重要な種

京都府カテゴリー 分類群	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計
種子植物	45	217	222	180	75	739
シダ植物	5	34	33	17	30	119
コケ植物	4	44	46	36	8	138
菌類	3	30	5	27	27	92
合 計	57	325	306	260	140	1,088

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

資料：「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）

表 3.1-33(2) 事業実施区域が位置する京都府南部地域における植物の重要な種

文献 分類群	京都府改訂版レッドリスト該当種	天然記念物	種の保存法 (国内)	種の保存法 (国際)	環境省 レッドリスト 該当種
種子植物	360	0	1	0	84
シダ植物	86	0	0	0	10
コケ植物	89	0	0	0	11
菌類	52	0	0	0	4

資料：「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）
「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年、法律第 75 号）
「環境省第 4 次レッドリスト」（環境省）

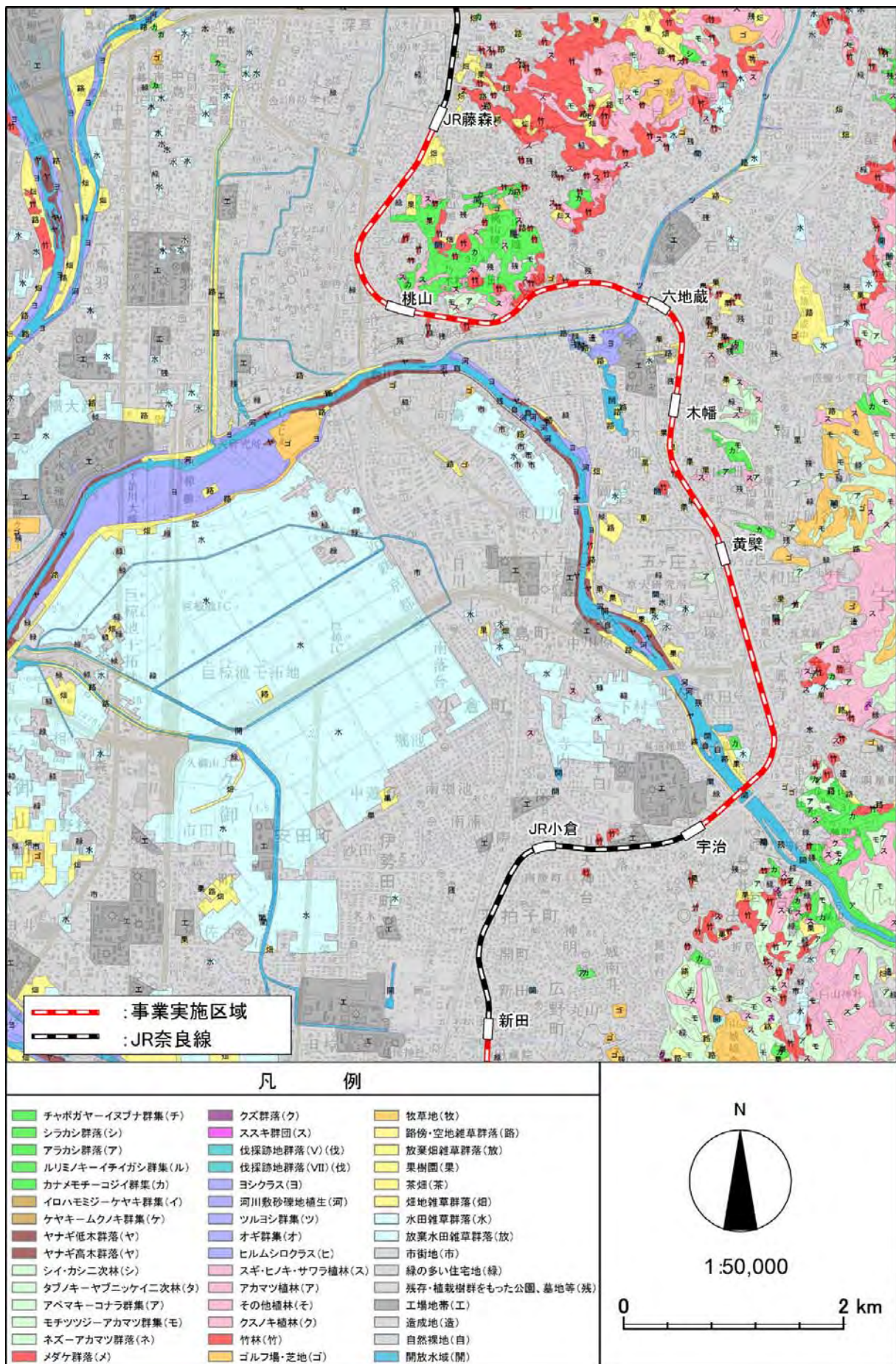


図 3.1-10(1) 現存植生図

資料：「第6回、第7回自然環境保全基礎調査」（平成17年度、環境省）<http://www.vegetation.jp/index.html>

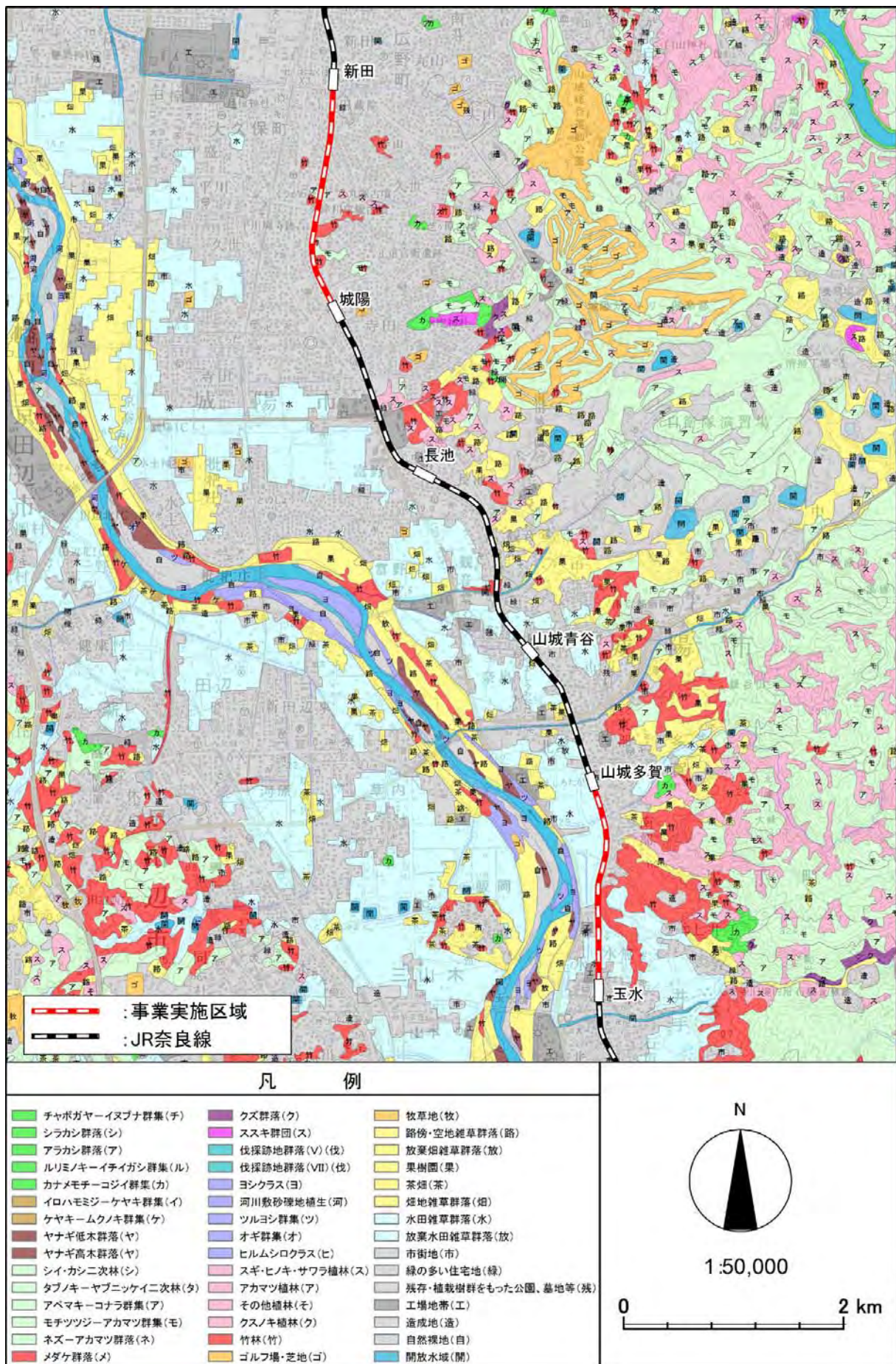


図 3.1-10(2) 現存植生図

資料：「第6回、第7回自然環境保全基礎調査」（平成17年度、環境省）<http://www.vegetation.jp/index.html>



図 3.1-11(1) 特定植物群落



図 3.1-11(2) 特定植物群落

(2) 動物

①動物の生息状況

「第4回自然環境情報図」（平成7年、環境庁）によると、哺乳類は、事業実施区域を含むメッシュでは、確認されていない（図 3.1-12）。

鳥類は、事業実施区域にかかる繁殖地は確認されていないが、近傍では、コシアカツバメの集団分布地が宇治橋周辺で確認されている（図 3.1-13）。なお、「関西の駅のツバメの巣調査」（2012年、大阪市立自然史博物館）によると、2012年調査では事業実施区域内の駅舎における巣の確認報告はなく、JR 奈良線沿線では、事業実施区域外の山城青谷駅でツバメ類の古巣の確認が報告されている。また、事業実施区域に近接する京阪電車及び近鉄電車沿線の区間では、京阪宇治線の六地藏駅でコシアカツバメの古巣、京阪宇治駅でコシアカツバメ及びツバメの使用中の巣の確認が報告されている。

「第2回自然環境保全基礎調査」（昭和56年、環境庁）の動植物分布図（図 3.1-14）によると、両生類・爬虫類は、事業実施区域での確認はないが、事業実施区域近傍では、ダルマガエルが六地藏付近で確認されている。淡水魚類は、事業実施区域での確認はないが、アユモドキが宇治川の宇治橋上流側で確認されている。

昆虫類は、事業実施区域では山城多賀一玉水間でオオムラサキ、オオウラギンヒョウモンが確認されている。

「京都府レッドデータブック 2002」によると、アユモドキについては、府内の分布区域は淀川水系のうち、桂川水系と宇治川水系となっているが、現在では桂川水系の一部で生息が見られるのみで、宇治川水系の個体群は壊滅状態と考えられている。

また、オオウラギンヒョウモンについては、府内の分布区域は北部地域（福知山市）と南部地域（宇治市・久御山町・井手町・京田辺市・山城町など）から記録があり、1980年頃までは木津川に生息地があったことが、報告されている。一方、「全国のチョウの分布調査結果」（2009年、日本鱗翅学会自然保護委員会）によると、オオウラギンヒョウモンについては、京都府では「絶滅」として扱われている。

事業実施区域近傍では六地藏付近の桃山御陵でメガネサナエ、ベニイトトンボ、オオキンカメムシ、ツマグロスケバ、キボシマルウンカ、アオマダラタマムシ、アカシオオアカミキリ、木幡周辺でオオサカサナエ、ナニワトンボ、ベニイトトンボが確認されている。また、宇治市の宇治橋周辺では、メガネサナエ、オオサカサナエ、キイロヤマトンボ、ハネビロエゾトンボ、オオゾトンボが確認されている。

②動物の重要な種

「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）によると、京都府では、表 3.1-34(1)に示す 784 種が重要種に指定されている。このうち、事業実施区域が位置する京都府南部地域で確認されている種は、哺乳類でアズマモグラ、スミスネズミなど 14 種、鳥類でチュウサギ、ヒクイナなど 88 種、爬虫類でクサガメ、ニホンマムシなど 11 種、両生類でトノサマガエル、ヌマガエルなど 17 種、淡水魚類でカネヒラ、アブラボテなど 34 種、昆虫類でミヤマアカネ、カマキリなど 281 種、クモ類でミズグモ、ワスレナグモなど 6 種、甲殻類でヌマエビ、モクズガニなど 4 種、陸産貝類でクチマガリマイマイ、ギョリキマイマイ 26 種、淡水産貝類でマメタニシ、ナカセコカワニナなど 18 種の計 499 種である※。

また、これらの種のうち、環境省レッドリストの該当種は、哺乳類で 2 種、鳥類で 28 種、爬虫類で 1 種、両生類、6 種、魚類で 24 種、昆虫類で 66 種、クモ類で 5 種、甲殻類で 1 種、陸産貝類で 10 種、淡水貝類で 13 種であった。

※：分布域は「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）による。なお、「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）で分布域の記載がない場合や、「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）の新規掲載種については、分布域を特定できないため、集計から除いている。

表 3.1-34(1) 京都府における動物の重要な種

京都府カテゴリー 分類群	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計
ほ乳類	2	9	6	7	3	27
鳥類	0	8	48	50	2	108
は虫類	0	0	0	2	10	12
両生類	0	4	1	3	11	19
淡水魚類	3	13	14	6	8	44
昆虫類	25	87	110	69	198	489
クモ類	0	0	5	3	2	10
甲殻類	1	0	1	2	2	6
陸産貝類	0	4	8	16	16	44
淡水産貝類	5	9	5	4	2	25
合計	36	134	198	162	254	784

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

資料：「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）

表 3.1-34(2) 事業実施区域が位置する京都府南部地域における動物の重要な種

文献 分類群	京都府改訂 版レッドリ スト該当種	天然記念物	種の保存法 (国内)	種の保存法 (国際)	環境省 レッドリスト 該当種
哺乳類	14	2	0	0	2
鳥類	88	1	4	2	28
爬虫類	11	0	0	0	1
両生類	17	1	0	0	6
魚類	34	0	2	0	24
昆虫類	281	0	1	0	66
クモ類	6	0	0	0	5
甲殻類	4	0	0	0	1
陸産貝類	26	0	0	0	10
淡水産貝類	18	0	0	0	13

資料：「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）

「文化財保護法」（昭和 25 年、法律第 214 号）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
（平成 4 年、法律第 75 号）

「環境省第 4 次レッドリスト」（環境省）

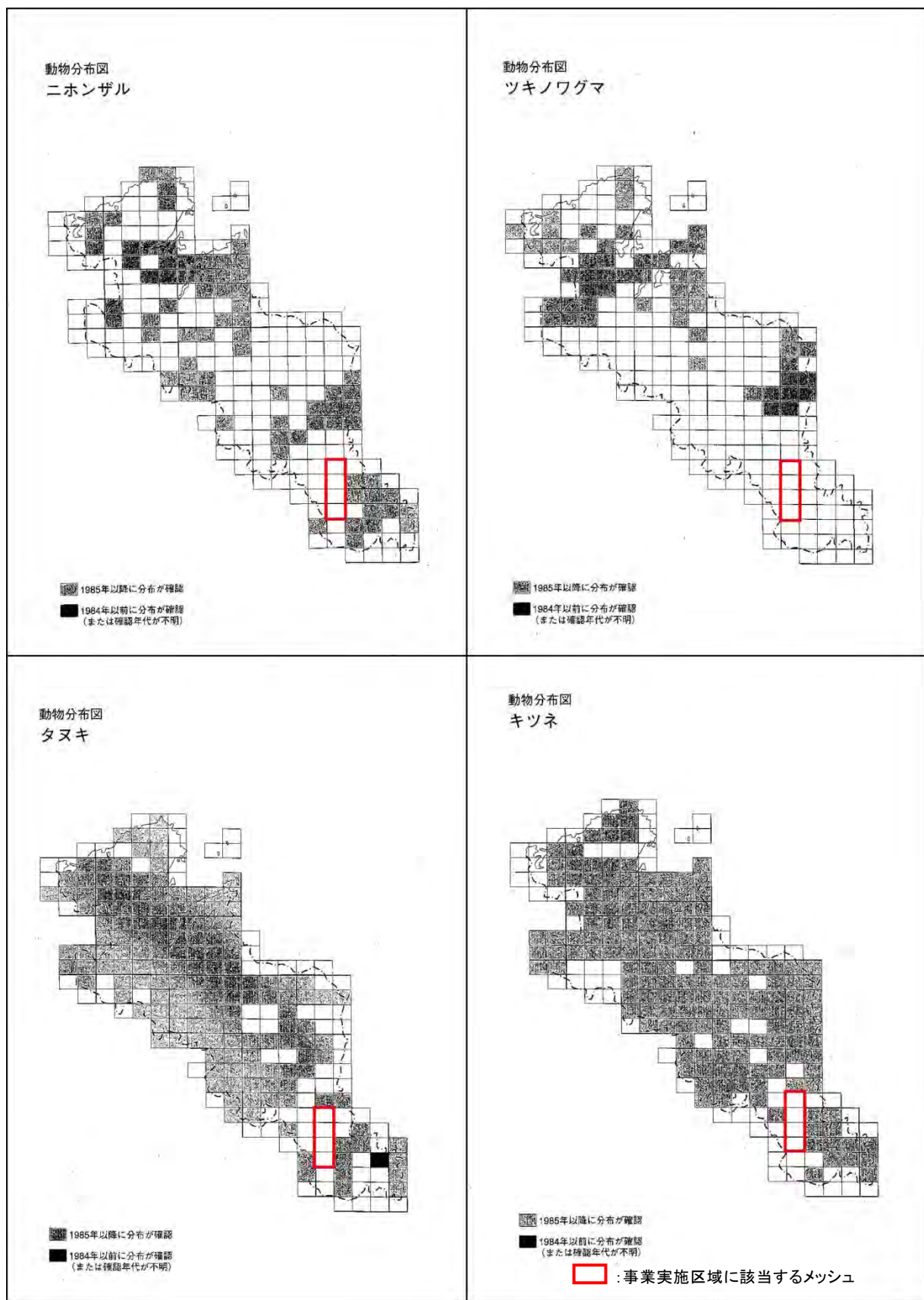


図 3.1-12(1) 動物分布図 (ニホンザル・ツキノワグマ・タヌキ・キツネ)

資料：「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)

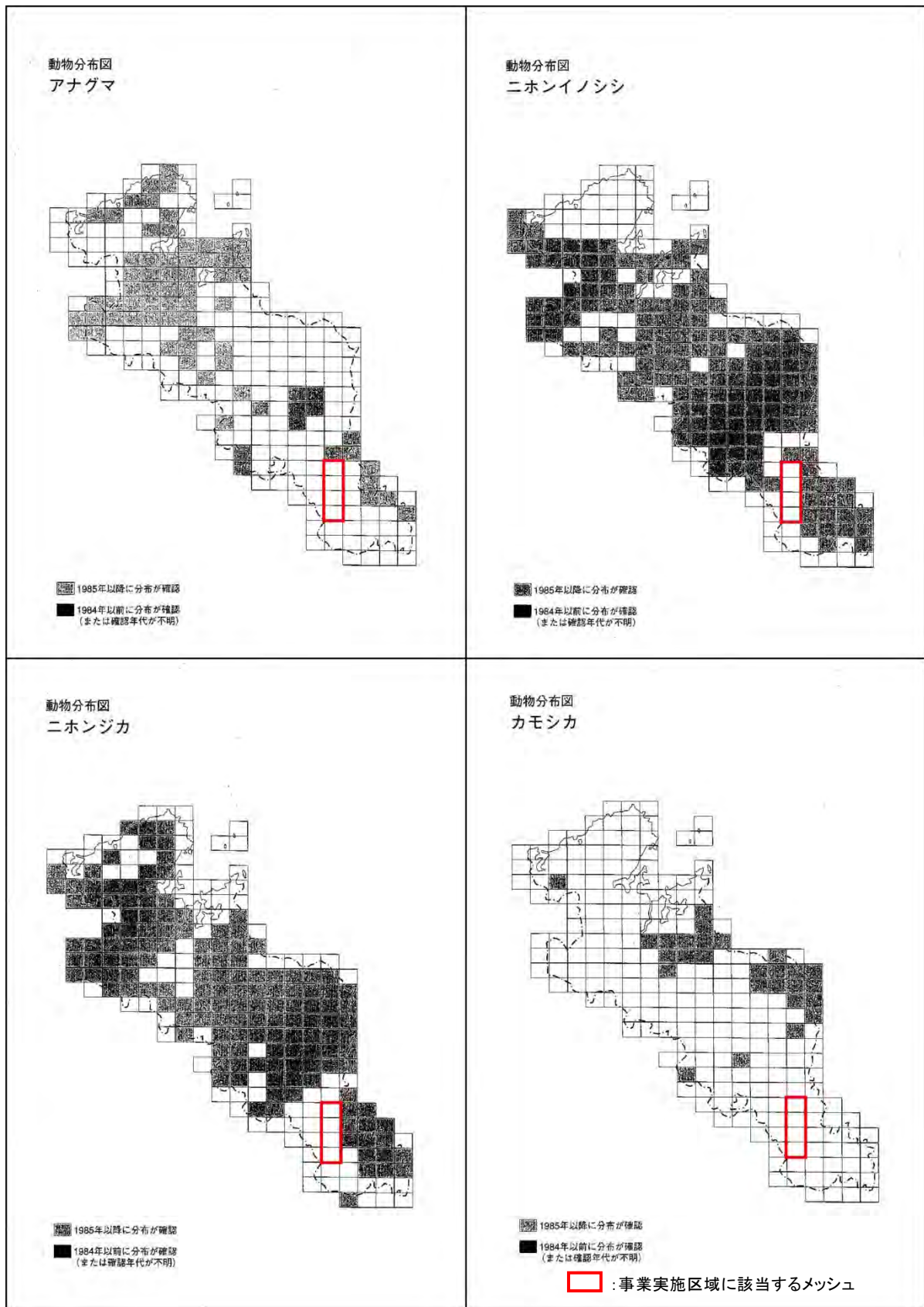


図 3.1-12(2) 動物分布図 (アナグマ・ニホンイノシシ・ニホンジカ・カモシカ)

資料:「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)

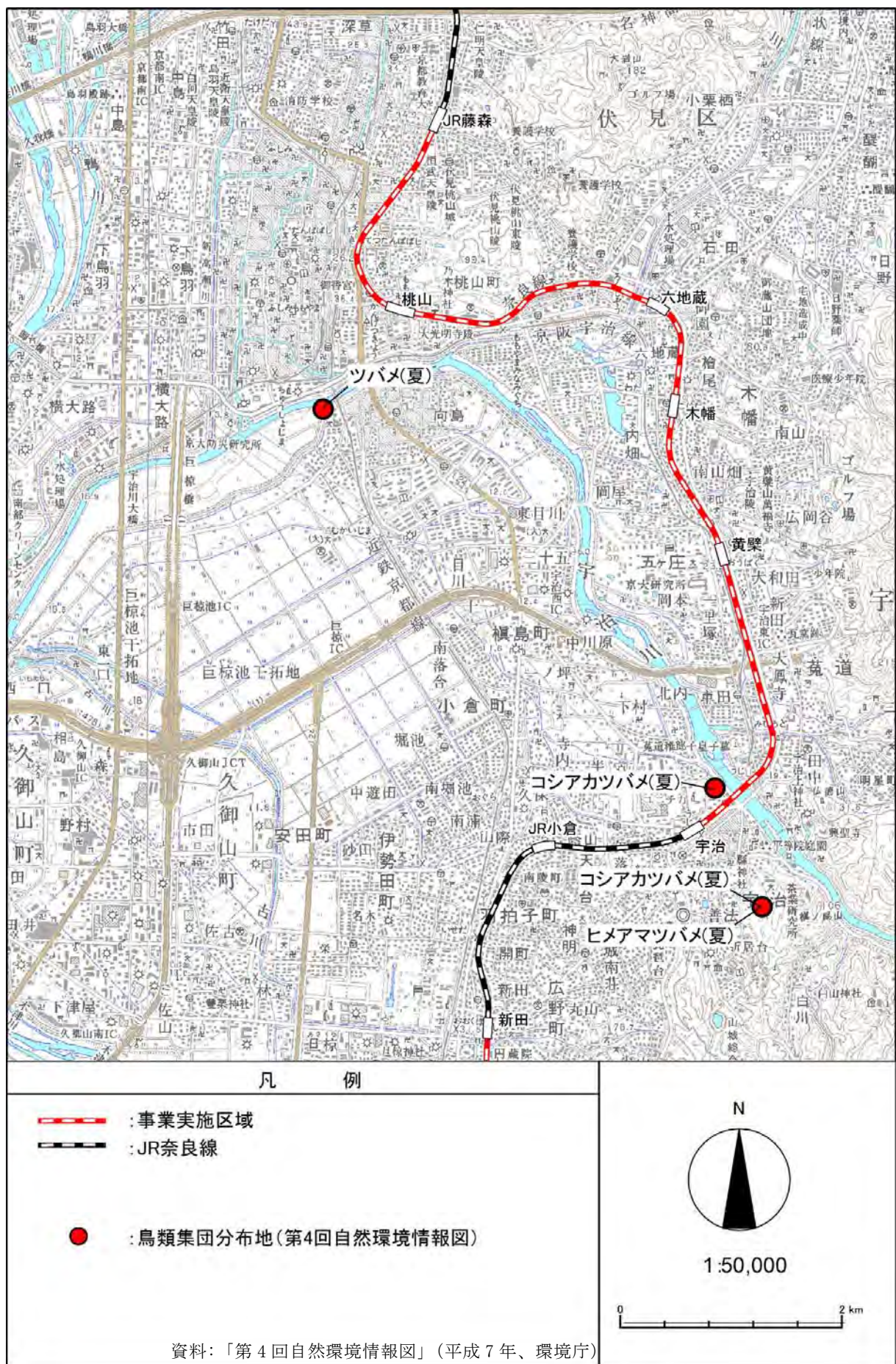




図 3.1-13(2) 鳥類集団分布地

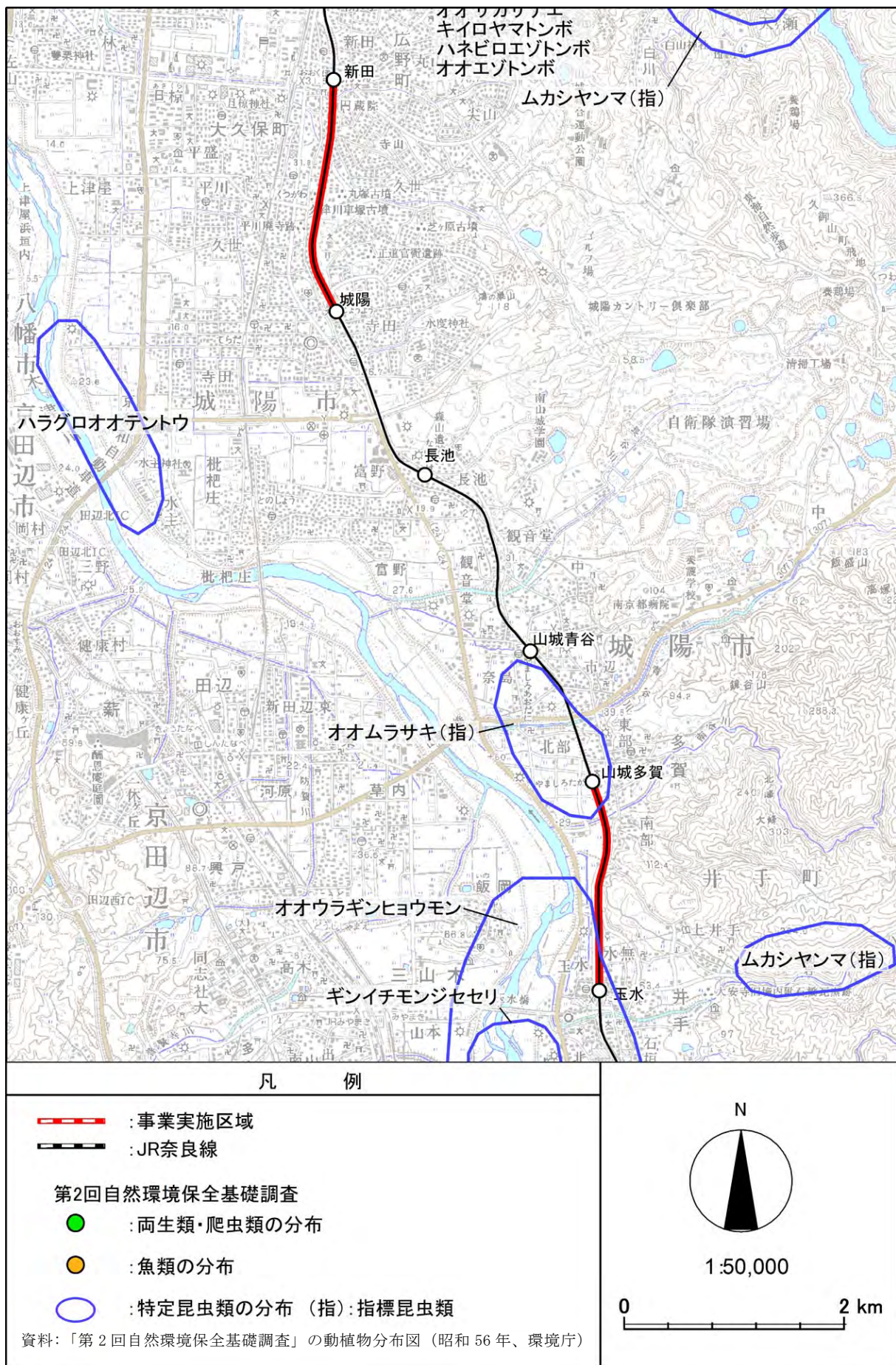


図 3.1-14(1) 両生類・爬虫類・魚類・昆虫類の分布

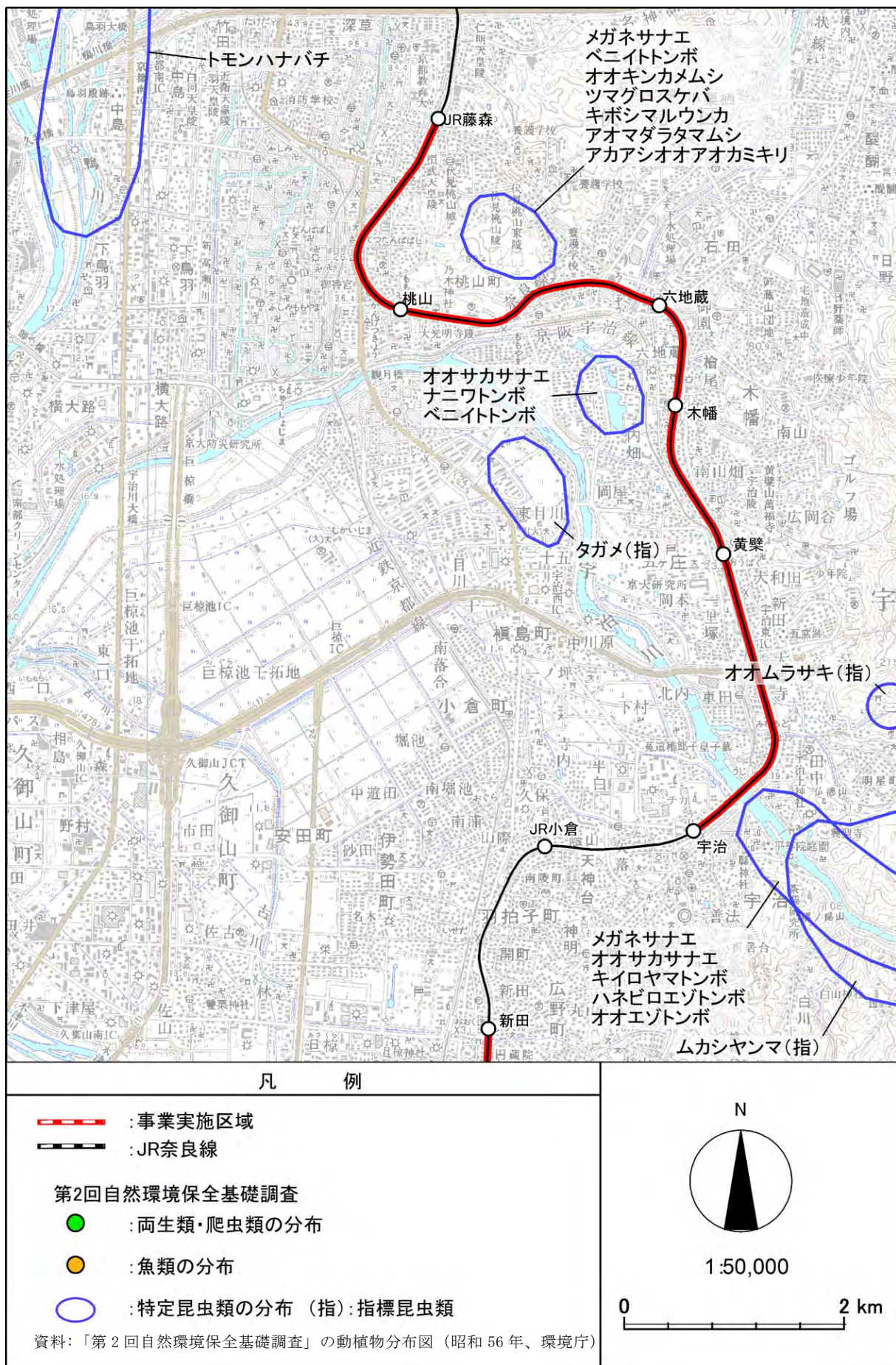


図 3.1-14(2) 両生類・爬虫類・魚類・昆虫類の分布

(3) 生態系

「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）によると、事業実施区域にかかる地域生態系（京都府内の保護上重要な植物群落）はないが、その周囲の事業実施区域を含む区市町において、表 3.1-35 及び図 3.1-16 に示す地域生態系（京都府内の保護上重要な植物群落）が挙げられている。

事業実施区域の近郊には、京都市伏見区桃山にある桃山陵のクスノキ群落が見られるが、事業実施区域内の植生は、主に市街地や水田雑草群落となっている。一般的に、水田雑草群落の生態系は、鳥類のサギ類を生態系の上位種として、ヘビやトカゲの爬虫類、カエル類、水辺や水田に生息するトンボ類、ウンカ・ヨコバイ等の昆虫類、イネや水田雑草を代表とする基盤植生で形成される（図 3.1-15）。また、水路にはメダカやタナゴ類が生息する。

表 3.1-35 事業実施区域及びその周囲の地域生態系

番号	群落名	分類	京都府カテゴリー	分布
1	シイ・カン群落	常緑広葉高木林	管理維持	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
2	シイ群落	常緑広葉高木林	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
3	シイ群落	常緑広葉高木林	管理維持	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
4	クスノキ群落	常緑広葉高木林	管理維持	京都市伏見区桃山（桃山陵）
5	モミ群落	温帯針葉高木	要保全対策	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
6	スギ植栽林	植林	管理維持	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
7	スギまたはヒノキ植栽林	植林	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
8	アカマツ・ヒノキ自然林	温帯針葉高木	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
9	アカマツ植栽林	温帯針葉高木	管理維持	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
10	金井戸のヨシ原及び 周縁帯植物群落	低層湿原・挺水植物群落	要特別対策	京都市伏見区向島 （観月橋下流左岸の河川敷）
11	宇治川の水生群落	沈水植物群落	管理維持	宇治市岡屋（宇治川の岡屋付近）
12	オニバス群落	浮葉植物群落	要保全対策	宇治市木幡（木幡池）

注 1) 表中の番号は、図 3.1-16 に示す番号を表す。

資料：「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）

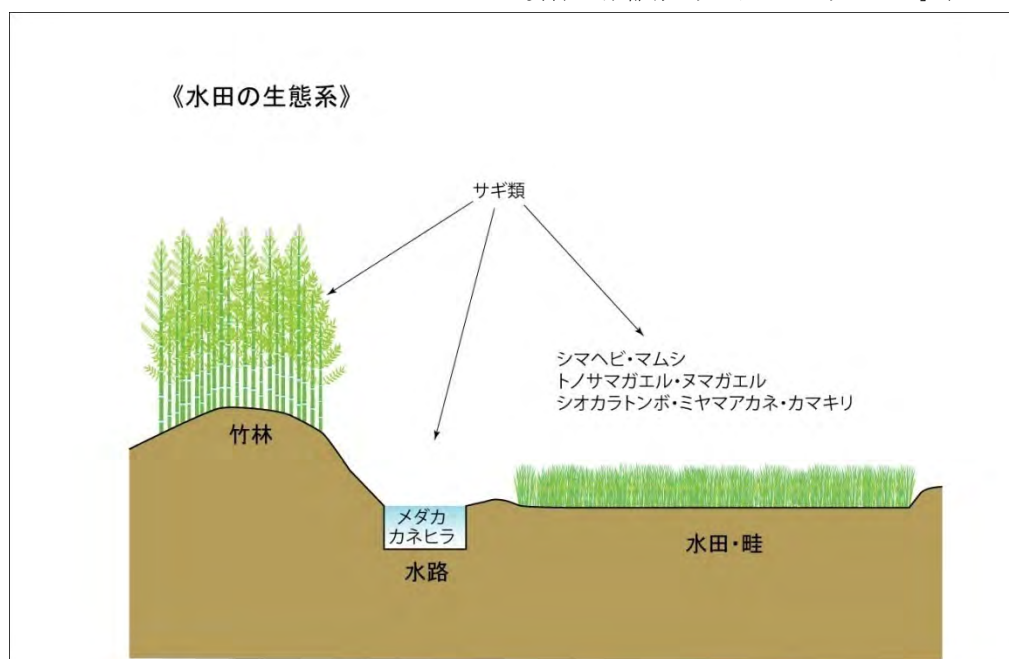


図 3.1-15 事業実施区域の生態系模式図

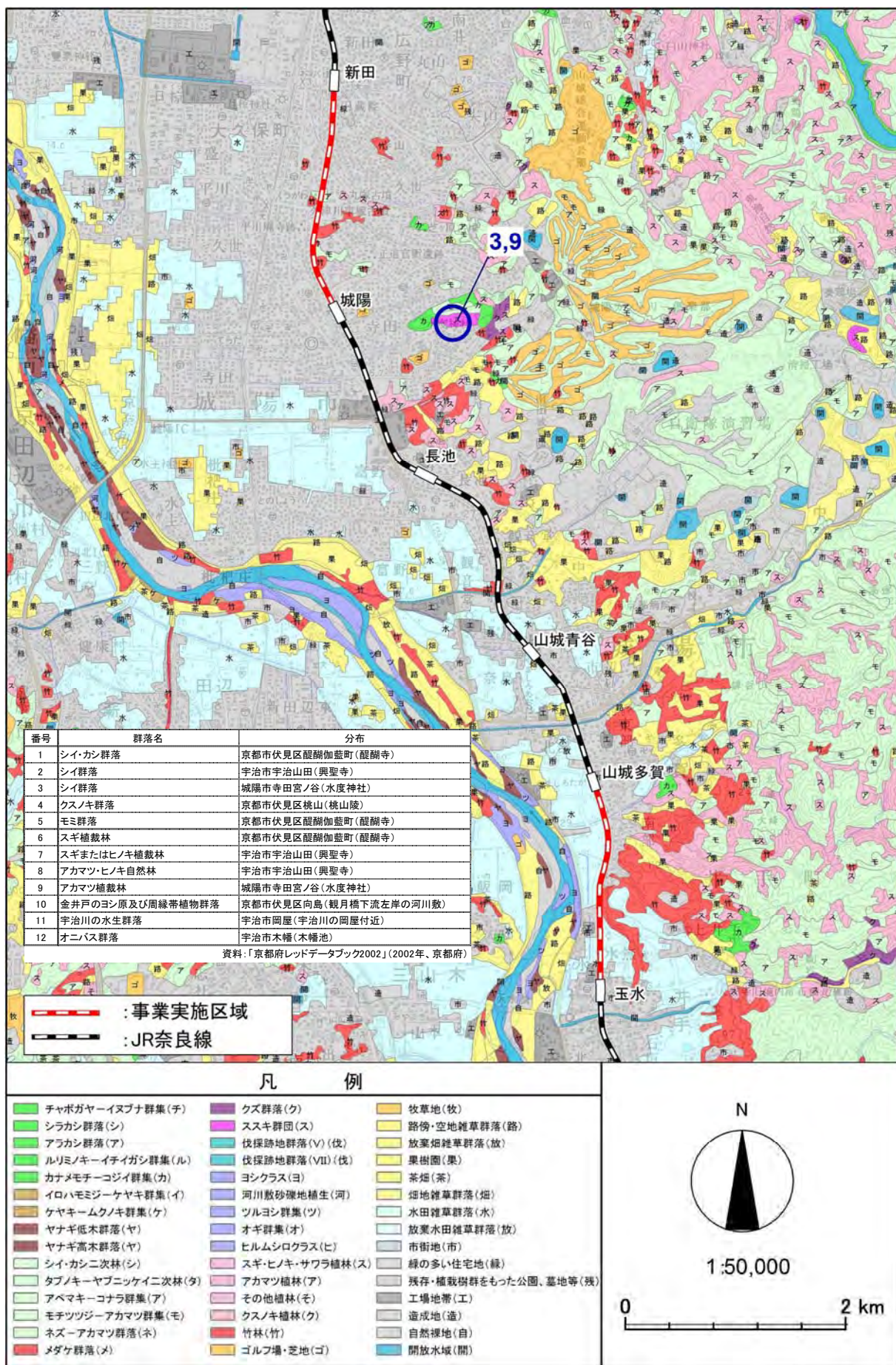


図 3.1-16(2) 事業実施区域及びその周囲の地域生態系

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観の状況

文化庁では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものとした文化的景観のうち、とくに重要なものを重要文化的景観として選定している。事業実施区域及びその周囲では、宇治の文化的景観が選定されている。

「第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査」（平成元年、環境庁）によると、事業実施区域及びその周囲では、宇治川溪谷が指定されている。

京都府では、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて景観資産として登録している。事業実施区域及びその周囲の眺望地点として、事業実施区域から東に約1.5km離れた場所に万灯呂山公園が存在する。事業実施区域及びその周囲の景観資源の状況は表3.1-36及び図3.1-17に示すとおりである。

宇治市では、景観法に基づく景観計画を平成20年4月1日に策定し、その景観計画では、特に景観に配慮すべき区域として平等院、宇治橋上流周辺の中宇治地区や茶畑や緑豊かな里山風景のある白川地区、良好な景観である黄檗周辺地区を「景観計画重点区域」として定めている。宇治市景観計画における景観計画区域は図3.1-18に示すとおりである。

表 3.1-36 事業実施区域及びその周囲の景観資源

区市町	名 称	選定基準	選定年月日
宇治市	宇治の文化的景観	水田・畑地等の農耕に関する景観地 ため池・水路・港等の水の利用に関する景観地 鉱山・採石場・工場群等の採掘製造に関する景観地 道・広場等の流通・往来に関する景観地 垣根・屋敷林等の居住に関する景観地 以上に掲げるものが複合した景観地	平成 21. 02. 12

区市町	名 称	申請者	登録年月日
井手町	万灯呂山公園からの山城盆地の眺望	万灯呂山の歴史を守る会	平成 20. 03. 28

資料：「重要文化的景観について」（平成26年、文化庁）
「文化的景観2012パンフレット」（宇治市）
「京都府景観資産一覧」（京都府）

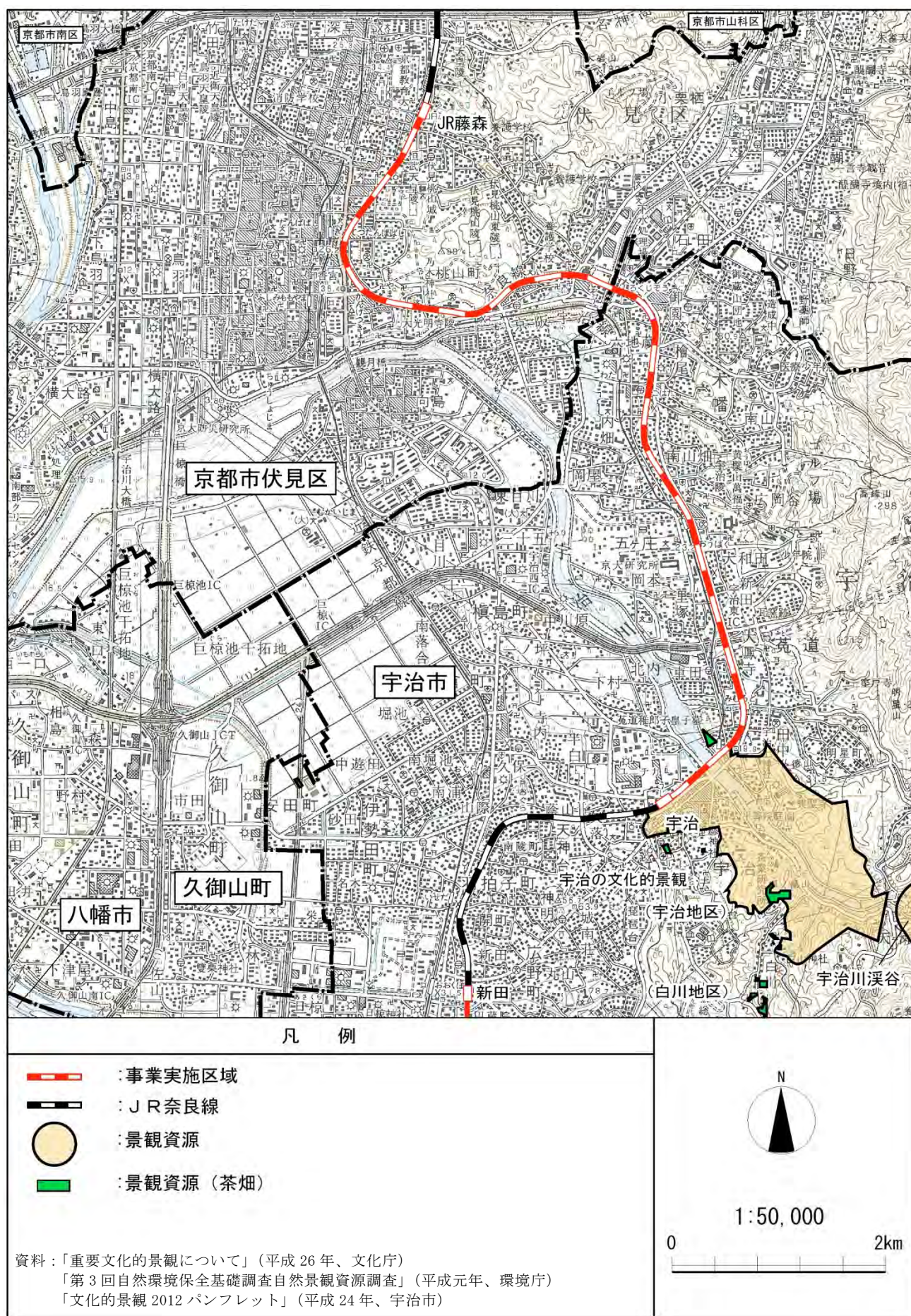
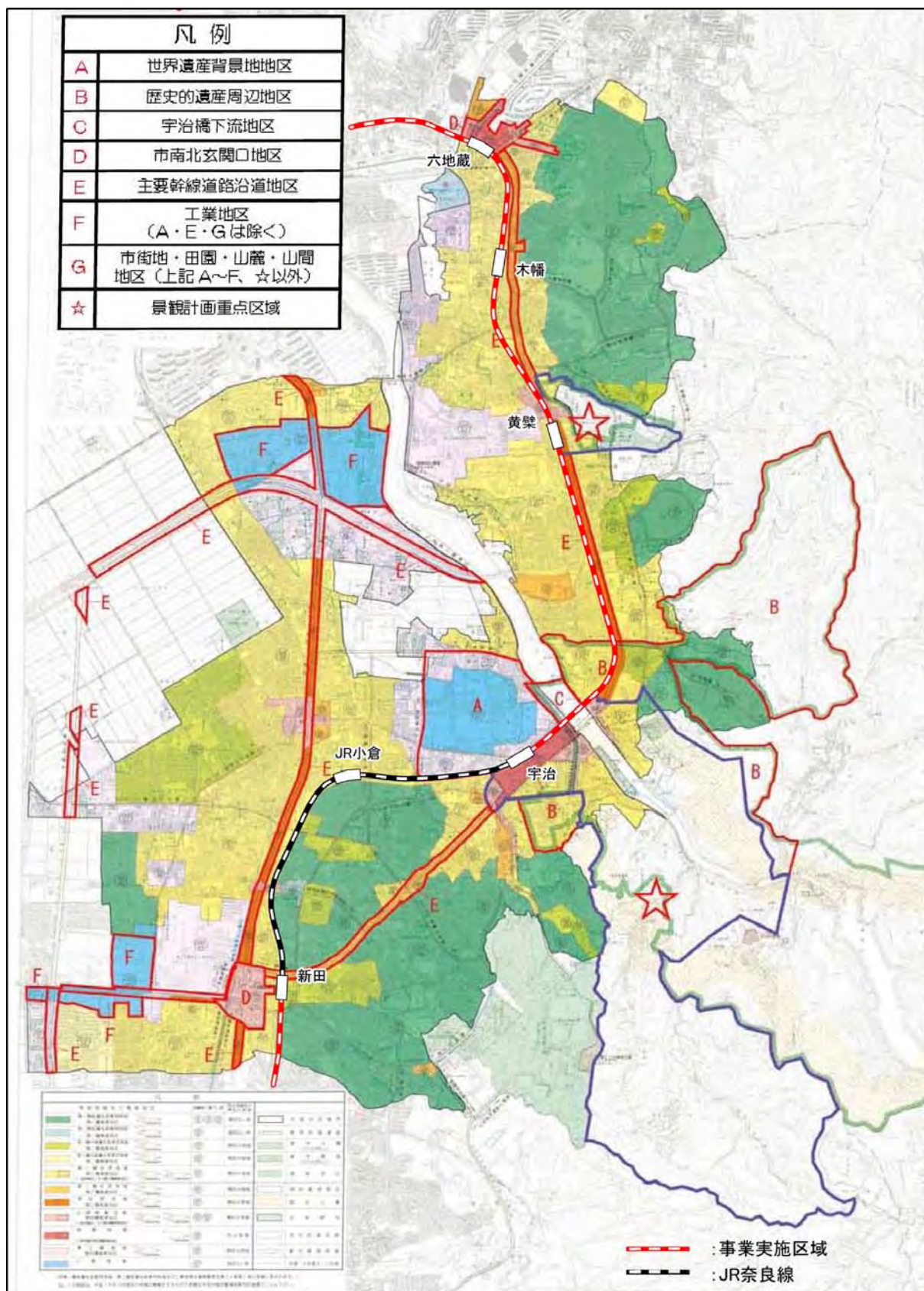


図 3.1-17(1) 景観資源



図 3.1-17(2) 景観資源



資料:「宇治市景観計画改訂版」(平成24年、宇治市)

図 3.1-18 宇治市景観計画における景観計画区域

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.1-37 及び図 3.1-19 に示すとおりである。

表 3.1-37 事業実施区域及びその周囲の主要な人と触れ合いの活動の場

区市町	名称	区市町	名称
伏見区	森林総合研究所関西支所 森の展示館	城陽市	久世神社
	藤森神社		近藤家住宅
	藤森神社 宝物殿		史跡芝ヶ原古墳（12 号墳）
	乃木神社宝物館		城陽市歴史民俗資料館（五里ごり館）
	桃山温泉 月見館		文化パルク城陽
	御香宮神社		水度神社
	伏見城跡出土遺物展示室		鴻ノ巣山
	御香水		史跡正道官衛遺跡
	京都教育大学野外博物館		木津右岸運動公園
宇治市	宇治橋		緑のみち
	黄檗山万福寺		水辺のみち
	黄檗山万福寺 宝蔵院		歴史のみち
	平等院		花のみち
	県神社		山背古道
	宇治市市営茶室対鳳庵		サイクリングロード
	朝日焼 作陶館	井手町	井手の玉川
	宇治市源氏物語ミュージアム		左馬
	三休庵 宇治茶資料室		龍王の滝
	平等院 鳳翔館		高神社
	宇治茶道場「匠の館」		谷川ホタル公園
	宇治神社		玉津岡神社
	宇治・上林記念館		小町塚
	橋寺（放生院常光寺）		山背古道
	宇治上神社		山吹ハイキングコース （大正池ハイキングコース）
	宇治平等院表参道		
	宇治市植物公園		
	東海道自然歩道		

資料：「京都府観光ガイド」（京都府観光連盟）

「京都府・市町村共同統計型地理情報システム（GIS）自然歩道マップ」

（京都府自治体情報化推進協議会）

「城陽市観光マップ」（城陽市観光協会）

「自然・歴史・文化が色づくまち」（井手町）



図 3.1-19(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

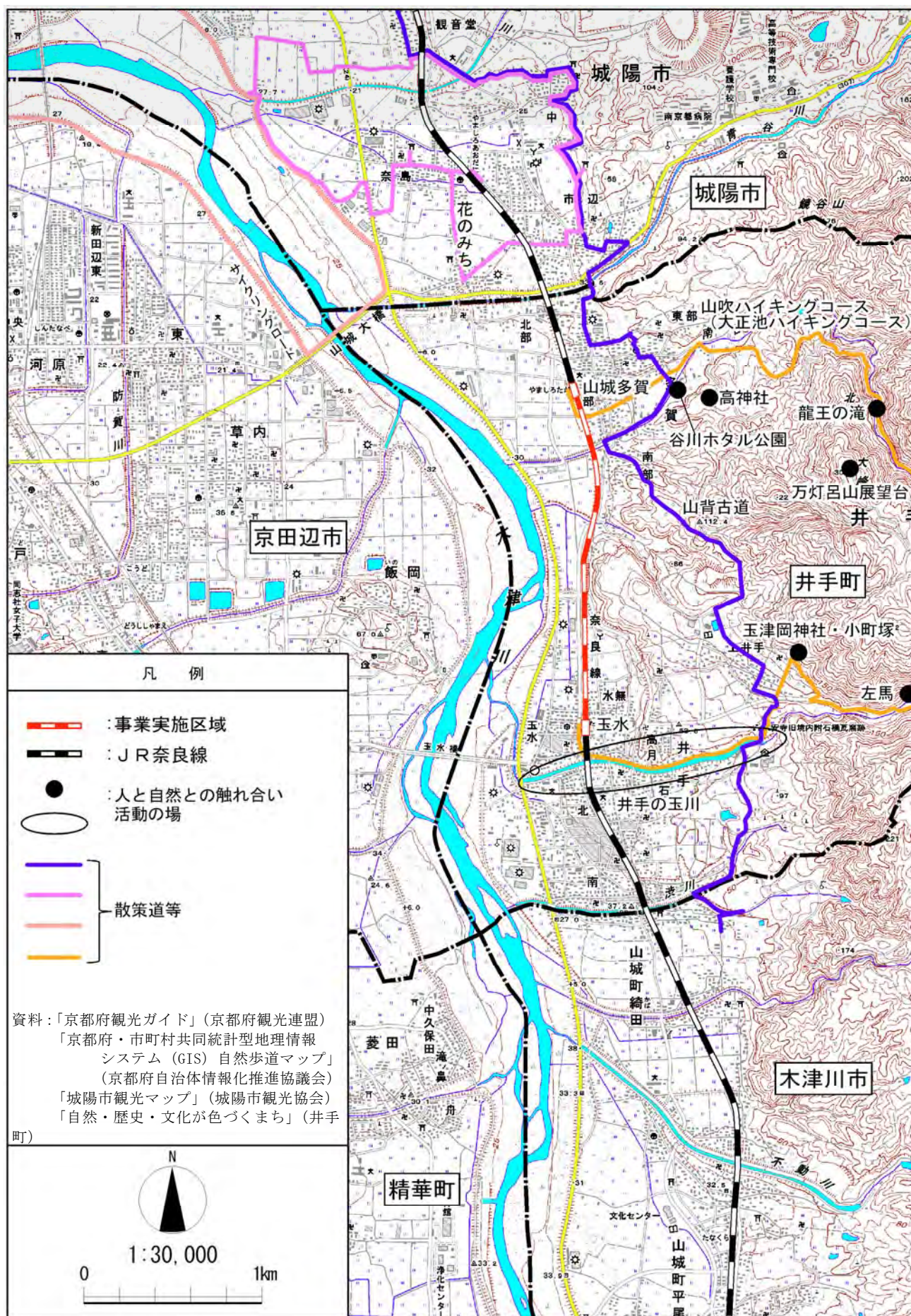


図 3.1-19(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

3.1.7 文化財の状況

(1) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施区域及びその周囲では、文化財保護法等により指定された史跡・名勝・天然記念物は、表 3.1-38 及び図 3.1-20 に示す 22 件が指定されている。

なお、名勝、京都府指定名勝、各市町指定名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤においては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）については平等院庭園、養林庵書院庭園、井手の玉川堤の山吹が指定されている。

また、事業実施区域及びその周囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（古都京都の文化財）として平等院及び宇治上神社が指定されているが、自然遺産の区域については存在しない。

表 3.1-38 事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物及び世界文化遺産

区市町	種別	区別	名称	所在地	指定年月日
伏見区	史跡	京都市登録	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭（桃山東小学校）	昭和 59. 06. 01
	天然記念物		金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言寺裏町 21	昭和 62. 05. 01
			御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町 174	昭和 61. 06. 02
宇治市	史跡	国指定	宇治川太閤堤跡	菟道丸山 宇治乙方 槇島町大島	平成 21. 07. 23
	史跡・名勝		平等院庭園	宇治蓮華 116	大正 11. 03. 08
			隼上り瓦窯跡	菟道東隼上り 5 番 147	昭和 61. 06. 09
	史跡	府指定	興聖寺庭園及び琴坂	宇治市宇治山田 27 番 1 境内地	昭和 61. 04. 15
			萬福寺境内	宇治市五ヶ庄三番割 21 番地	昭和 60. 05. 15
		市指定	庵寺山古墳	-	平成 09. 03. 25
	名勝	府指定	養林庵書院庭園	宇治市宇治蓮華 115 番のうち実測 127 平方メートル	昭和 63. 04. 15
	世界文化遺産		古都京都の文化財 平等院 宇治上神社	京都市、宇治市、大津市 宇治市宇治蓮華 宇治市宇治山田	平成 6 年 (1994 年)
城陽市	史跡	国指定	久世廃寺跡	城陽市久世芝ヶ原	平成 19. 12. 03
			久津川車塚・丸塚古墳	城陽市平川	昭和 54. 01. 19
			芝ヶ原古墳	城陽市寺田	平成 01. 09. 06
			森山遺跡	城陽市富野	昭和 53. 02. 08
			正道官衙遺跡	城陽市寺田	昭和 49. 09. 12
			平川廃寺跡	城陽市平川	昭和 50. 11. 25
		市指定	上大谷古墳群	城陽市久世上大谷	平成 02. 04. 15
			芭蕉塚古墳	城陽市平川茶屋根裏	昭和 62. 04. 21
井手町	史跡	国指定	大安寺旧境内附石橋瓦窯跡	-	平成 18. 01. 26
	名勝	町指定	井手の玉川堤の山吹	-	平成 12. 02. 15
	天然記念物	府指定	地藏院のシダレザクラ	井手町大字井手小字東垣内	昭和 62. 04. 15

注) 世界文化遺産については、事業実施区域及びその周囲にあるものを記載した。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム (GIS) 文化財台帳」
 (京都府自治体情報化推進協議会)
 「史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳」
 (京都市)
 「宇治の文化財」(平成 24 年、宇治市)
 「指定文化財等一覧」(井手町)
 「国指定文化財等データベース」(文化庁)
 「世界遺産一覧」((公社)日本ユネスコ協会連盟)



図 3.1-20(1) 事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物及び世界文化遺産



図 3.1-20(2) 事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物

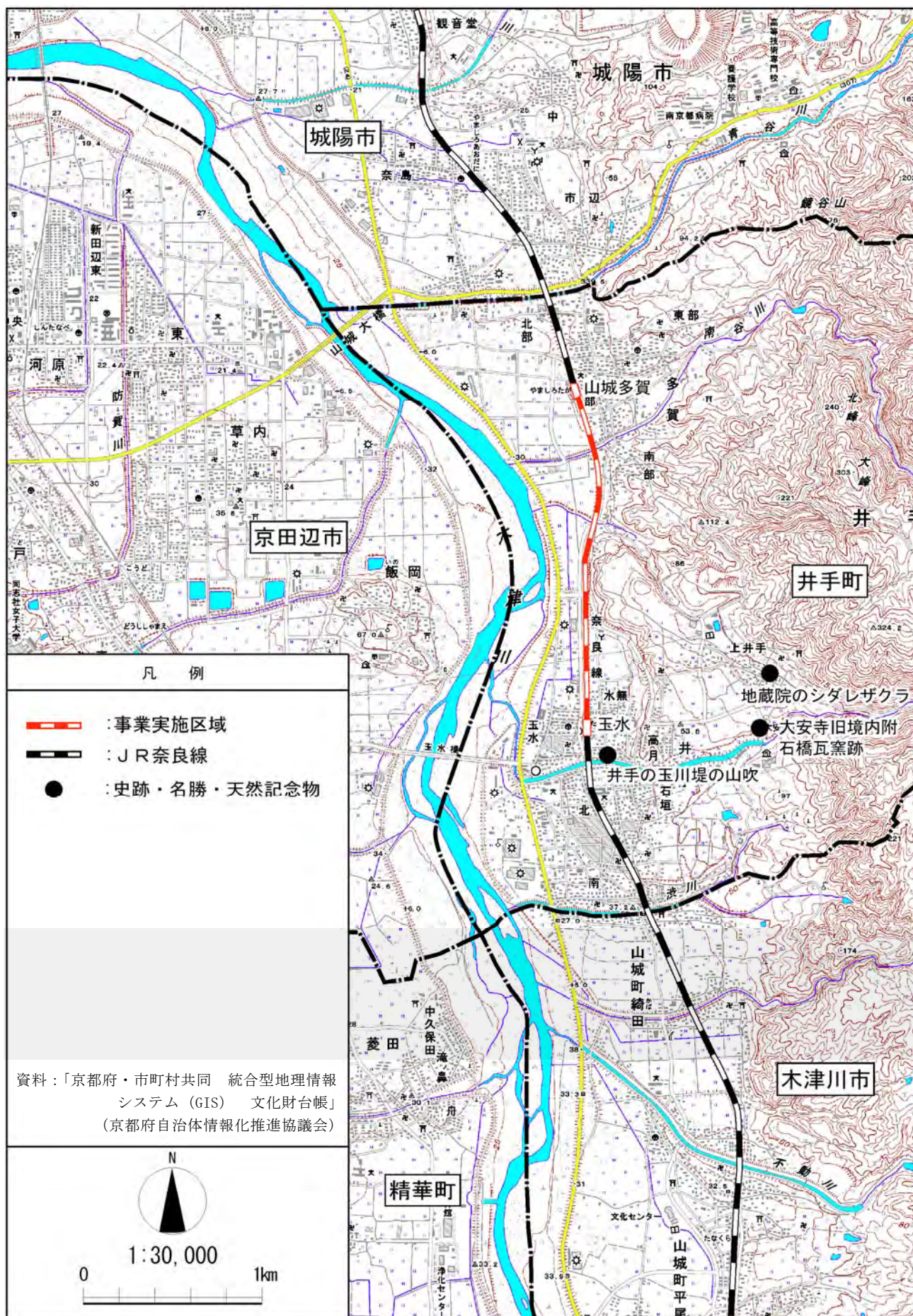


図 3.1-20(3) 事業実施区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物

(2) 埋蔵文化財

事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.1-39 及び図 3.1-21 に示すとおりである。
事業実施区域内には、伏見城跡等が指定されている。

表 3.1-39(1) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（京都市伏見区）

遺跡番号	名称	所在地
伏 1148	鑑ヶ谷古墳	京都市伏見区深草鑑ヶ谷町
伏 1154	醍醐寺子院跡	京都市伏見区醍醐西大路町、醍醐中山町
伏 1155	醍醐廃寺	京都市伏見区醍醐西大路町、醍醐御霊ヶ下町
伏 1156	小栗栖瓦窯跡	京都市伏見区小栗栖丸山
伏 1157	法琳寺跡	京都市伏見区小栗栖丸山、小栗栖北谷町、小栗栖西谷町
伏 1158	法琳寺瓦窯跡	京都市伏見区小栗栖北谷町
伏 1159	小栗栖城跡	京都市伏見区小栗栖小坂町
伏 1160	小栗栖遺跡	京都市伏見区小栗栖宮山、小栗栖森本町
伏 1162	日野谷寺町遺跡	京都市伏見区醍醐上山口町、醍醐日野谷寺町、醍醐林
伏 1163	法界寺旧境内	京都市伏見区日野不動構町、日野西大道町、日野慈悲町、日野畑出町、日野谷田町
伏 1164	中山遺跡	京都市伏見区小栗栖中山田町、小栗栖桃山地日向
伏 1165	仏国寺古墓	京都市伏見区深草大亀谷古御香町
伏 1172	伏見城跡	京都市伏見区北限：府道六地藏下鳥羽線 南限：外環状線 西限：琵琶湖疏水 東限：府道六地藏下鳥羽線
伏 1173	桃山古墳群（永井久太郎古墳）	京都市伏見区桃山町永井久太郎、桃山町島津、桃山長岡越中東町
伏 1174	福島太夫遺跡	京都市伏見区桃山福島太夫北町
伏 1175	板橋廃寺	京都市伏見区指物町、下板橋町、御駕籠町
伏 1176	金森出雲遺跡	京都市伏見区桃山羽柴長吉中町、桃山羽柴長吉西町、桃山金森出雲、桃山立売飛地、御香宮門前町ほか
伏 1177	御香宮廃寺	京都市伏見区桃山町松平筑前、桃山町鍋島、御香宮門前町
伏 1178	木幡ノ関跡	京都市伏見区桃山町遠山
伏 1179	黄金塚 1 号墳、黄金塚 2 号墳	京都市伏見区桃山町遠山
伏 1179		京都市伏見区桃山町遠山
伏 1180	泰長老遺跡	京都市伏見区桃山町泰長老
伏 1181	桃陵遺跡	京都市伏見区西奉行町、奉行前町、京町 1 丁目、2 丁目、桃陵町
伏 1182	指月城跡	京都市伏見区桃山町泰長老
伏 1187	向島城跡	京都市伏見区向島本丸町、向島二ノ丸町、向島善阿弥町、向島庚申町、向島中島町ほか
伏 1188	太閤堤（小倉堤・榎島堤）	京都市伏見区向島中之町、向島橋詰町、向島西堤町、向島下之町、向島中島町ほか

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39 (2) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 1	浄妙寺跡	宇治市木幡赤塚
宇 2	南山窯跡	宇治市木幡南山
宇 3	二子塚古墳	宇治市五ヶ庄大林、北ノ庄、壇ノ東
宇 4	瓦塚古墳	宇治市五ヶ庄瓦塚
宇 5	大鳳寺跡	宇治市菟道西中
宇 6	池山古墳	宇治市菟道池山
宇 7	二子山北墳（1 号墳）、（2 号墳）	宇治市宇治山本
宇 8	山本瓦窯跡（宇治瓦窯）	宇治市宇治山本
宇 9	山本窯跡	宇治市宇治山本
宇 11	丸山古墳	宇治市宇治琵琶
宇 12	御廟古墓	宇治市宇治御廟
宇 13	神明宮東遺跡	宇治市神明宮東
宇 14	庵寺山古墳	宇治市広野町丸山
宇 15	一里山古墳	宇治市広野町一里山
宇 16	広野廢寺	宇治市広野町東裏、一里山
宇 17	坊主山古墳群	宇治市広野町寺山
宇 18	金毘羅山古墳	宇治市広野町寺山
宇 19	一本松古墳	宇治市広野町八軒屋谷
宇 20	八軒屋谷遺跡	宇治市広野町八軒屋谷、中島、尖山
宇 21	横島城跡	宇治市横島町藺場、大幡、北内
宇 22	隼上り古墳群	宇治市菟道西隼上り
宇 23	赤塚古墳	宇治市木幡御園
宇 24	御蔵山古墳群	宇治市木幡御蔵山
宇 25	金草原遺跡	宇治市木幡金草原、御蔵山
宇 26	木幡古墳・墳墓群	宇治市木幡南山、北畠、桧尾、北山畑、南山畑
宇 27	木幡古墳群 23 号支群	宇治市木幡南山
宇 28	木幡南山 117 号墳	宇治市木幡南山
宇 29	木幡 1 号墓	宇治市木幡中村
宇 30	木幡 2 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 31	木幡 3 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 32	木幡 4 号墳	宇治市木幡南山畑
宇 33	木幡 5 号墳	宇治市木幡南山畑
宇 34	木幡 6 号墳	宇治市木幡南端
宇 35	木幡 7 号墓	宇治市木幡南端
宇 36	木幡 8 号墓	宇治市木幡南山
宇 37	木幡 9 号墓	宇治市木幡南山
宇 38	木幡 10 号墓	宇治市木幡南山
宇 39	木幡 11 号墓	宇治市木幡南端
宇 40	木幡墳墓群 12 号支群	宇治市木幡南端
宇 41	木幡古墳群 13 号支群	宇治市木幡南端
宇 42	木幡 14 号墳	宇治市木幡南山
宇 43	木幡 15 号墳	宇治市木幡南山
宇 44	木幡古墳群 16 号支群	宇治市木幡南山
宇 45	木幡古墳群 17 号支群	宇治市木幡南山
宇 46	木幡 18 号墳	宇治市木幡南山
宇 47	木幡 19 号墓	宇治市木幡南山
宇 48	木幡古墳群 20 号支群	宇治市木幡南山
宇 49	木幡古墳群 21 号支群	宇治市木幡南山
宇 50	木幡 22 号墳	宇治市木幡南山

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39(3) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 51	木幡 24 号墓	宇治市木幡南山
宇 52	木幡 25 号墳	宇治市木幡南山
宇 53	木幡古墳群 26 号支群	宇治市木幡南山
宇 54	木幡 27 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 55	木幡 28 号墳	宇治市木幡南山
宇 56	木幡 29 号墳	宇治市木幡南山
宇 57	木幡古墳群 30 号支群	宇治市木幡南山
宇 58	木幡 31 号墓	宇治市木幡南山
宇 59	木幡 32 号墓	宇治市木幡檜尾
宇 60	木幡 33 号墳	宇治市木幡檜尾
宇 61	木幡 36 号墓	宇治市木幡東中
宇 62	木幡 37 号墓	宇治市木幡大瀬戸
宇 63	芝ノ東窯跡	宇治市五ヶ庄芝ノ東
宇 64	広岡谷遺跡	宇治市五ヶ庄広岡谷
宇 65	池山瓦窯跡	宇治市菟道池山
宇 66	西隼上り遺跡	宇治市菟道西隼上、藪里
宇 67	恵心院山門前遺跡	宇治市宇治山田
宇 68	一本松南古墳	宇治市広野町八軒屋谷
宇 69	石塚遺跡	宇治市神明石塚
宇 70	蛇塚遺跡	宇治市神明蛇塚
宇 71	神楽田遺跡	宇治市小倉町神楽田、老ノ木
宇 72	宇治代官所跡	宇治市宇治妙楽
宇 74	八軒屋谷古墓	宇治市広野町八軒屋谷
宇 75	伊勢田塚古墳	宇治市開町
宇 76	旦棕神社旧跡	宇治市大久保町旦棕
宇 77	七ツ塚 1 号塚	宇治市大久保町平盛
宇 78	七ツ塚 2 号塚	宇治市大久保町平盛
宇 79	北山古墳	宇治市大久保町北ノ山
宇 80	大竹古墳	宇治市大久保町大竹
宇 81	太閤堤（槇島堤、藪場堤、小倉堤）	宇治市槇島町、宇治、小倉町
宇 82	赤塚遺跡	宇治市木幡赤塚、御園、畑山田
宇 83	木幡遺跡	宇治市木幡正中、花揃
宇 84	木幡東中遺跡（旧木幡神社遺跡）	宇治市木幡東中
宇 85	松殿跡	宇治市木幡南山、桧尾、北畠、北山畑
宇 86	西浦遺跡	宇治市木幡西浦、内畑
宇 87	木幡南山 116 号墳	宇治市木幡南山
宇 88	寺界道遺跡	宇治市五ヶ庄寺界道、古川、大林、野添、梅林
宇 89	北山畑瓦窯跡	宇治市木幡北山畑
宇 90	広岡谷古墓	宇治市五ヶ庄広岡谷
宇 91	萬福寺裏山古墳	宇治市五ヶ庄三番割
宇 92	一番割遺跡	宇治市五ヶ庄一番割、二番割
宇 93	岡本遺跡	宇治市五ヶ庄岡本、瓦塚、日皆田、上村、一里塚
宇 94	隼上り瓦窯跡	宇治市菟道東隼上り
宇 95	隼上り遺跡	宇治市菟道東隼上り
宇 96	羽戸山遺跡	宇治市菟道羽戸山
宇 97	東中遺跡	宇治市菟道東中、段の上
宇 98	旦棕遺跡	宇治市大久保町北ノ山、山ノ内、上ノ山
宇 100	三室戸寺子院跡	宇治市菟道奥ノ池、岡谷
宇 101	妙見古墓	宇治市菟道妙見

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39(4) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 102	菟道丸山古墳	宇治市菟道丸山
宇 103	乙方遺跡	宇治市宇治乙方、菟道丸山
宇 104	狐塚古墳	宇治市菟道大垣内
宇 105	山本古墓	宇治市宇治山本
宇 106	妙見古墳	宇治市菟道妙見
宇 107	山本古墳	宇治市宇治山本
宇 108-1	宇治市街遺跡（川西地区）	宇治市宇治蓮華、妙楽、菟番、宇文字、里尻、戸ノ内、若森
宇 108-2	宇治市街遺跡（川東地区）	宇治市宇治乙方、東内、又振、山本
宇 109	宇治上神社遺跡	宇治市宇治山田
宇 110	宇治神社遺跡	宇治市宇治山田、又振
宇 111	春日森遺跡	宇治市小倉町春日森、久保
宇 112	東山遺跡	宇治市小倉町東山
宇 113	矢落遺跡	宇治市宇治矢落、蔭山、半白
宇 114	平等院旧境内遺跡	宇治市宇治蓮華、塔川
宇 115	塔ノ川遺跡	宇治市宇治塔川
宇 116	下居遺跡	宇治市宇治下居
宇 117	西山古墳	宇治市小倉町西山
宇 118	安田環濠集落	宇治市安田町大納言、鶯飼田
宇 119	若林遺跡	宇治市伊勢田町若林、大谷
宇 120	若林古墳群	宇治市伊勢田町若林
宇 121	大谷古墳群	宇治市伊勢田町大谷
宇 122	井尻遺跡	宇治市伊勢田町井尻、中ノ田
宇 123	中山遺跡	宇治市伊勢田町中山、南山
宇 124	野神遺跡	宇治市宇治野神
宇 125	一里山東古墳	宇治市広野町一里山
宇 126	広野遺跡	宇治市広野町東裏、一里山
宇 127	一里山遺跡	宇治市広野町一里山、東裏
宇 128	マメ塚古墳	宇治市広野町西裏
宇 130	善法古墓	宇治市宇治善法
宇 131	池森天神遺跡	宇治市宇治池森、天神、米坂、天神台
宇 132	小倉遺跡（旧巨椋神社東方遺跡・旧小倉環濠集落）	宇治市小倉町久保、寺内、老ノ木、天王
宇 133	大久保環濠集落	宇治市大久保町山ノ内、北ノ内
宇 135	京極殿跡	宇治市木幡南山、平尾
宇 136	西隼上り埴輪窯跡	宇治市菟道藪里
宇 137	岡本廃寺	宇治市五ヶ庄岡本、日皆田、一里塚
宇 138	滋賀谷窯跡	宇治市菟道滋賀谷
宇 139	観音寺跡	宇治市木幡南山
宇 140	観音院本願寺跡	宇治市木幡中村、大瀬戸
宇 141	尊勝寺跡	宇治市木幡北山畑、東中
宇 142	日皆田古墳群	宇治市五ヶ庄日皆田
宇 143	旦椋古墳群	宇治市大久保町北ノ山
宇 144	菟道遺跡	宇治市菟道藪里、西中、東中、出口、谷下り、中筋、門前、只川、河原、大谷、田中、荒槇、大垣内
宇 145	門ノ前古墳	宇治市菟道門前
宇 146	谷下り古墳群	宇治市菟道谷下り
宇 149	尼ヶ塚遺跡	宇治市五ヶ庄尼ヶ塚
宇 150	南ノ口遺跡	宇治市大久保町大竹、南ノ口

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39 (5) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 151	宇治東山遺跡	宇治市宇治東山
宇 153	新別所山遺跡	宇治市宇治塔川
宇 162	妙見遺跡	宇治市菟道妙見
宇 163	茶壺蔵跡（創建）	宇治市宇治里尻
宇 164	茶壺蔵跡（再建）	宇治市宇治里尻
宇 165	萬福寺塔頭跡	宇治市五ヶ庄三番割
宇 167	朝日山遺跡	宇治市宇治紅斎
宇 172	一里塚古墳	宇治市五ヶ庄日皆田
宇 173	宇治川太閤堤跡	宇治市菟道丸山、宇治乙方

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39 (6) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（城陽市）

遺跡番号	名称	所在地
城 1	西山古墳群	城陽市久世下大谷
城 2	青塚古墳	城陽市平川室木
城 3	芭蕉塚古墳	城陽市平川室木、茶屋裏
城 4	梶塚古墳	城陽市平川鍛冶塚
城 5	久津川車塚古墳	城陽市平川車塚、鍛冶塚、横道、山道
城 6	寺山古墳	城陽市平川横道
城 7	丸塚古墳（円塚）	城陽市平川鍛冶塚、車塚
城 8	欠山古墳	城陽市平川横道
城 9	指月塚古墳	城陽市平川指月
城 10	箱塚古墳	城陽市平川、久世
城 11	平川廃寺	城陽市平川、久世
城 12	芝ヶ原古墳群	城陽市久世芝ヶ原
城 13	久世廃寺	城陽市久世芝ヶ原
城 14	尼塚古墳群	城陽市寺田尼塚
城 15	尼塚古墳	城陽市寺田尼塚
城 16	正道廃寺	城陽市寺田正道、尼塚
城 17	塚本遺跡	城陽市寺田円浄寺、乾出北
城 18	塚本東遺跡	城陽市寺田円浄寺、乾出北
城 19	宮ノ平古墳群	城陽市寺田宮ノ平
城 20	梅の子塚古墳群	城陽市富野北ノ芝
城 21	長池古墳	城陽市富野中ノ芝
城 22	めの子塚古墳	城陽市富野北ノ芝
城 23	冑山古墳群	城陽市観音堂冑畑
城 24	天満宮古墳群	城陽市市辺城下
城 25	城山古墳群	城陽市市辺城下
城 26	青谷古墳	城陽市中芦原
城 27	青谷丸山古墳群	城陽市市辺丸山
城 28	水主遺跡	城陽市水主塚ノ木、北垣内、南垣内、西垣内
城 29	水主神社遺跡	城陽市水主宮馬場
城 30	水主神社東遺跡	城陽市寺田、水主
城 31	里ノ西遺跡	城陽市平川中道表、広田
城 32	里ノ西遺跡	城陽市久世古宮
城 33	十六遺跡	城陽市奈島十六
城 34	奈島遺跡	城陽市奈島中島
城 35	東田部遺跡	城陽市富野東田部
城 36	恵美塚古墳	城陽市久世南垣内
城 37	久世廃寺瓦窯跡	城陽市久世芝ヶ原
城 38	芝ヶ原遺跡	城陽市久世、寺田
城 39	大竹古墳	城陽市平川室木
城 40	上大谷古墳群	城陽市久世上大谷
城 41	上大谷北古墳	城陽市久世上大谷
城 42	北石神古墳	城陽市中北石神
城 43	中城跡	城陽市中中ノ郷
城 44	市辺城跡	城陽市市辺城下
城 45	寺田城跡（寺田環濠集落）	城陽市寺田中大小、北東西、乾出北
城 47	下大谷古墳群	城陽市久世下大谷
城 48	東垣外古墳	城陽市平川東垣外
城 49	赤塚古墳	城陽市平川古宮

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39(7) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（城陽市）

遺跡番号	名称	所在地
城 50	山道古墳	城陽市平川山道
城 51	上大谷東古墳群	城陽市久世上大谷
城 52	大谷古墳群	城陽市寺田大谷
城 53	正道遺跡	城陽市寺田、久世
城 54	横道瓦窯跡	城陽市平川横道
城 55	宮ノ平遺跡	城陽市寺田宮ノ平、大川原
城 56	芝山遺跡	城陽市寺田、富野
城 57	森山遺跡	城陽市富野森山
城 58	鷺坂山遺跡	城陽市富野鷺坂山
城 59	河原遺跡	城陽市長池河原
城 60	柏平遺跡	城陽市富野柏平
城 62	松尾古墳	城陽市市辺松尾
城 63	古宮遺跡	城陽市平川、久世
城 64	横道遺跡	城陽市平川山道、横道
城 65	北垣内古墳群	城陽市久世北垣内
城 66	南垣内古墳群	城陽市久世南垣内
城 67	室木遺跡	城陽市平川室木
城 68	黒土古墳群	城陽市中黒土
城 69	中ノ郷古墳	城陽市中池ノ尻
城 70	上戸塚古墳	井手町多賀上戸塚/城陽市市辺白坂
城 71	茶臼塚古墳	井手町多賀茶臼塚/城陽市市辺茶うす山
城 72	外野城跡	城陽市富野乾垣内
城 73	枇杷庄城跡	城陽市富野大掘
城 74	石神古墳群	城陽市中石神、市辺北山
城 75	柏平古墳	城陽市富野柏平
城 76	大原古墳群	城陽市市辺大原
城 77	芝ヶ原瓦窯跡	城陽市寺田大谷
城 80	大竹古墳	城陽市平川室木
城 81	曹山遺跡	城陽市観音堂甲畑他
城 83	中山古墳群	城陽市中北石神、中山
城 86	石神遺跡	城陽市中市辺
城 87	北垣内遺跡	城陽市平川古宮、北垣内
城 88	下水主遺跡	城陽市寺田、水主
城 89	西山遺跡	城陽市久世下大谷
城 90	芝山古墳群	城陽市富野北ノ芝、中ノ芝
城 91	小樋尻遺跡	城陽市富野小樋尻
城 93	山道東古墳	城陽市平川山道
城 94	青谷西古墳	城陽市中芦原

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-39 (8) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（井手町）

遺跡番号	名称	所在地
井 1	上戸塚古墳	井手町多賀上戸塚/城陽市市辺白坂
井 2	茶臼塚古墳	井手町多賀茶臼塚/城陽市市辺茶うす山
井 3	墓の平古墳群	井手町多賀墓ノ平
井 3	墓の平 1 号墳、墓の平 2 号墳	井手町多賀墓ノ平
井 4	馬場崎古墳群	井手町多賀馬場崎
井 5	清水奥古墳群（西鳥山古墳群）	井手町多賀清水奥
井 6	高神社古墳群	井手町多賀天王山
井 7	上堂古墳群	井手町多賀北赤坂、上堂
井 8	北大塚古墳	井手町井手大塚
井 9	上井手遺跡	井手町井手二本松
井 10	山縁古墳群	井手町井手山縁
井 11	玉津岡神社裏古墳群	井手町井手大山
井 12	井手寺跡	井手町井手栢ノ木、西高月、中溝
井 13	弥勒古墳群	井手町井手弥勒
井 14	南開北遺跡	井手町井手南開
井 15	塚本遺跡	井手町井手塚本
井 16	南大塚古墳	井手町井手鳥休
井 17	鳥休遺跡	井手町井手鳥休/木津川市山城町綺田平山
井 18	多賀城跡	井手町多賀西白坂、北白坂他
井 19	井手城跡	井手町井手株山
井 20	水無遺跡	井手町井手山田、野畑、里
井 21	天王山古墳群	井手町多賀天王山
井 22	高月古墳群	井手町井手清水
井 23	岡田池瓦窯跡	井手町井手岡田
井 24	奥白坂古墳	井手町多賀奥白坂
井 25	上り坂古墳群	井手町多賀上り立
井 26	天王山古墳	井手町多賀天王山
井 27	山神古墳	井手町多賀天神
井 28	上堂東古墳	井手町多賀上堂
井 29	奥才田古墳	井手町多賀北才田
井 30	平山古墳	井手町井手平山
井 31	尾ノ山古墳	井手町井手尾ノ山
井 32	甚五郎谷遺跡	井手町多賀甚五郎谷
井 33	多賀遺跡	井手町多賀茶臼塚、西北組
井 34	判ノ地遺跡	井手町多賀石名田、判ノ地、下川
井 36	大塚遺跡	井手町井手大塚、中島
井 37	尾ノ山遺跡	井手町井手尾ノ山
井 38	西高月遺跡	井手町井手西高月
井 39	野神遺跡	井手町井手野神
井 40	宮ノ本遺跡	井手町井手宮ノ本
井 41	岡田遺跡	井手町井手岡田
井 43	上赤田遺跡	井手町井手上赤田、道心田、砂子田
井 44	南開遺跡	井手町井手南開
井 45	石橋瓦窯跡群	井手町井手石橋、清水、宮ノ前
井 46	植田遺跡	井手町井手道心田、上赤田
井 47	大將軍遺跡	井手町井手町井手、多賀井手町井手、多賀
井 48	北開遺跡	井手町井手北開
井 49	東北山遺跡	井手町多賀東北山
井 50	小玉岩古墳群	井手町多賀石橋

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

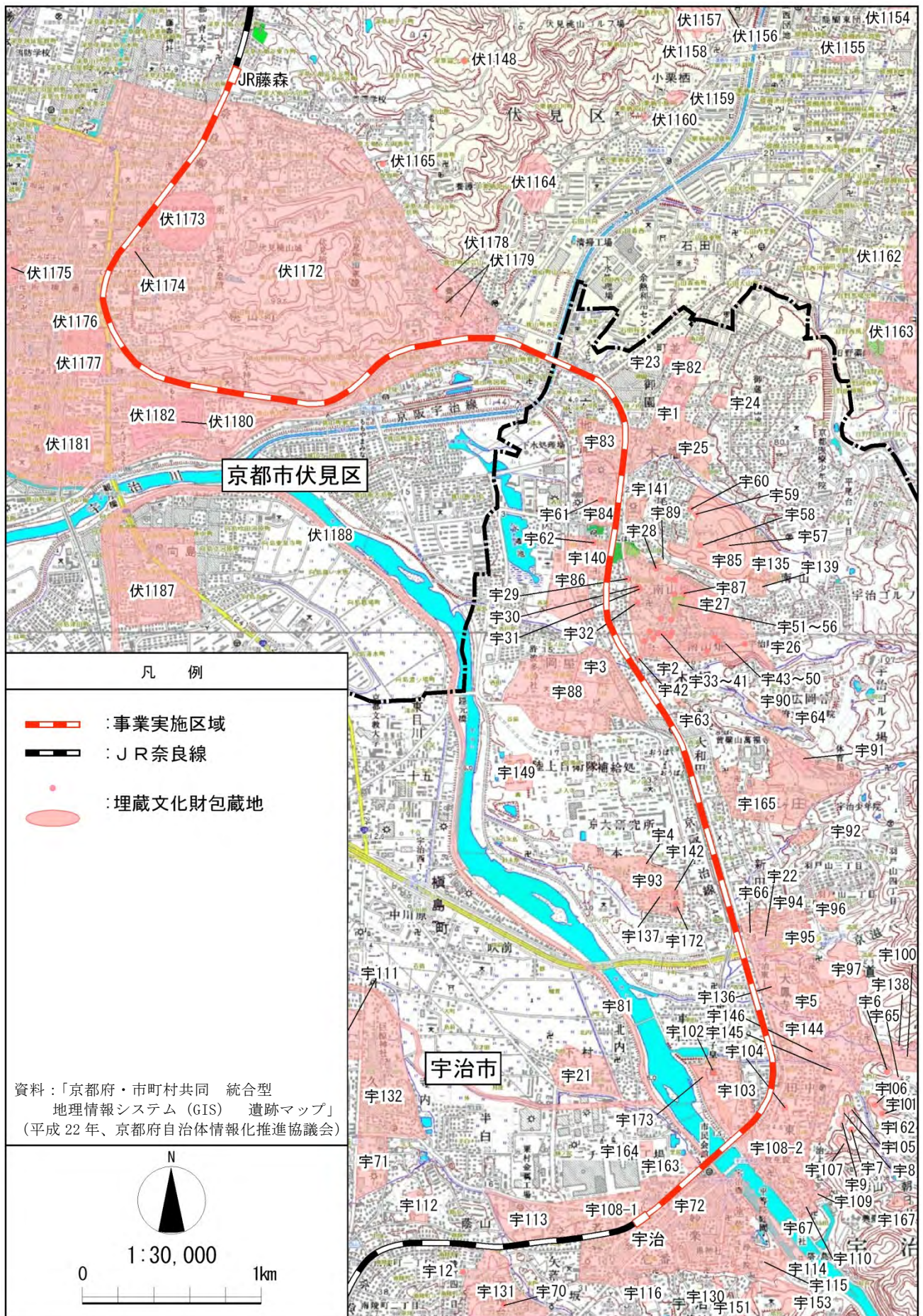


図 3.1-21 (1) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

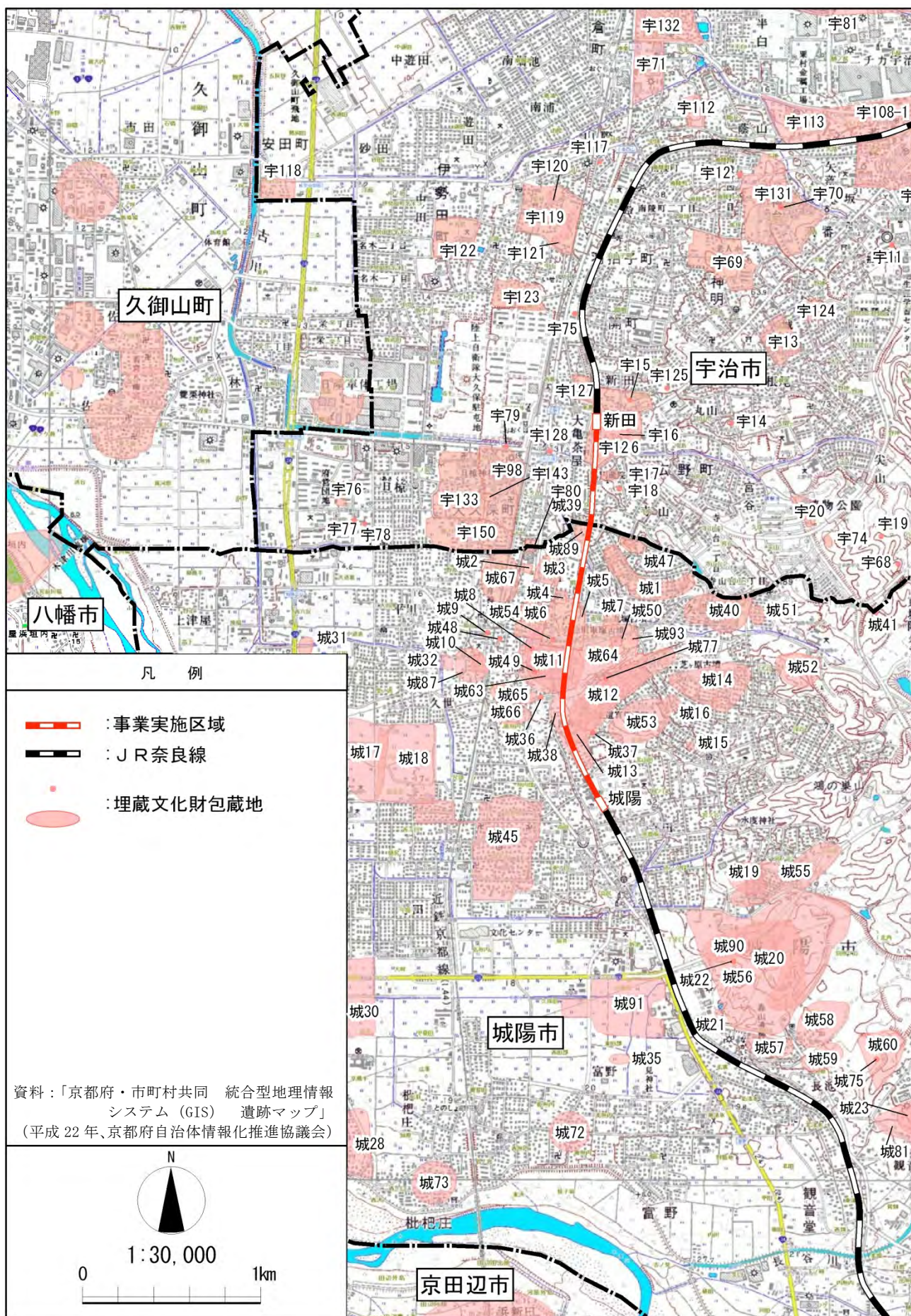


図 3.1-21 (2) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

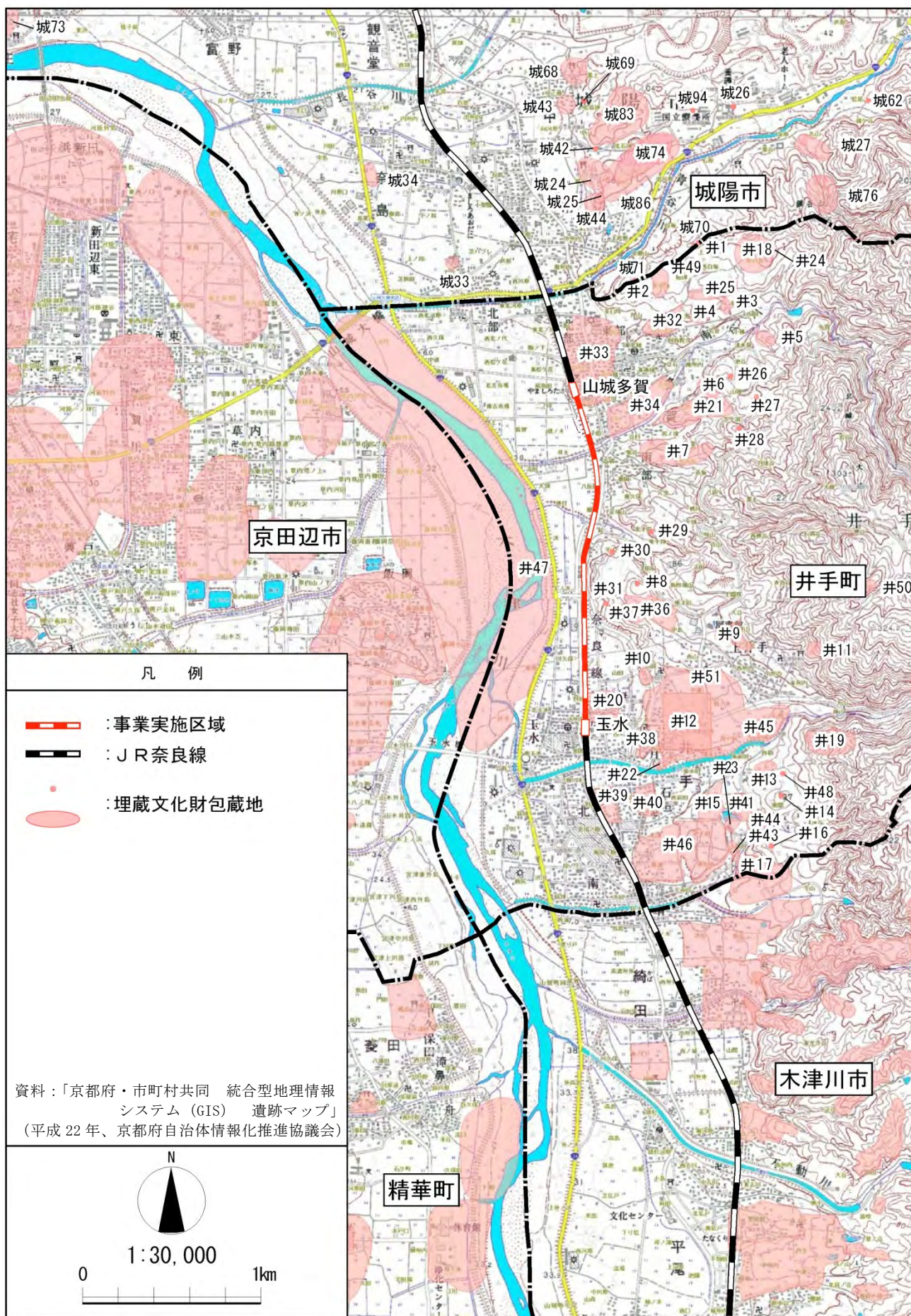


図 3.1-21 (3) 事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

3.1.8 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間線量率の状況

京都府では、事業実施区域から西約 1.0 k mに位置する京都市伏見区保健環境研究所において、平成 24 年 3 月より大気中の放射線量－空間線量率（マイクロシーベルト/時）を定期的に計測しており、平成 26 年度における年平均の空間線量率は 0.055（マイクロシーベルト/時）である。

資料：原子力規制委員会 HP (<http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/index.html>)